

平成25年第10回定例会  
(第1日目)

津別町議会会議録

平成 25 年第 10 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 25 年 12 月 9 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 25 年 12 月 17 日 午後 2 時 56 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

| 議席<br>番号 | 氏 名       | 応 召<br>不応召 | 出席<br>状況 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 応 召<br>不応召 | 出席<br>状況 |
|----------|-----------|------------|----------|----------|-----------|------------|----------|
| 1        | 佐 藤 久 哉   | ○          | ○        | 6        | 藤 原 英 男   | ○          | ○        |
| 2        | 白 馬 康 進   | ○          | ○        | 7        | 山 内 彬     | ○          | ○        |
| 3        | 村 田 政 義   | ○          | ○        | 8        | 谷 川 忠 雄   | ○          | ○        |
| 4        | 乃 村 吉 春   | ○          | ○        | 9        | 篠 原 眞 稚 子 | ○          | ○        |
| 5        | 茂 呂 竹 裕 子 | ○          | ○        | 10       | 鹿 中 順 一   | ○          | ○        |

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職 名      | 氏 名   | 出 欠 | 職 名        | 氏 名  | 出 欠 |
|----------|-------|-----|------------|------|-----|
| 町 長      | 佐藤 多一 | ○   | 監 査 委 員    | 藤村 勝 | ○   |
| 農業委員会委員長 |       |     | 選挙管理委員会委員長 |      |     |
| 教育委員会委員長 |       |     |            |      |     |

(ロ) 委任または嘱託

| 職 名         | 氏 名   | 出 欠 | 職 名        | 氏 名   | 出 欠 |
|-------------|-------|-----|------------|-------|-----|
| 副 町 長       | 佐藤 正敏 | ○   | 教 育 長      | 林 伸行  | ○   |
| 総 務 課 長     | 竹俣 信行 | ○   | 生涯学習課長     | 伊藤 同  | ○   |
| 総 務 課 主 幹   | 松橋 正樹 | ○   | 生涯学習課主幹    | 佐藤 美則 | ○   |
| 総 務 課 主 幹   | 齊藤 昭一 | ○   | 学校給食センター主幹 | 成田 信雄 | ○   |
| 住民企画課長      | 鷗田 憲治 | ○   | 農業委員会事務局長  | 深田 知明 | ○   |
| 住民企画課参事     | 石橋 吉伸 | ○   | 農業委員会事務局次長 | 川口 昌志 | ○   |
| 住民企画課主幹     | 横山 智  | ○   | 選 管 局 長    | 竹俣 信行 | ○   |
| 住民企画課主幹     | 伊藤 泰広 | ○   | 選 管 次 長    | 松橋 正樹 | ○   |
| 保健福祉課長      | 山田 英孝 | ○   | 監査委員事務局長   | 小野寺祥裕 | ○   |
| 保健福祉課主幹     | 石川 篤  | ○   |            |       |     |
| 特 養 園 長     | 徳田 博一 | ○   |            |       |     |
| 特 養 主 幹     | 五十嵐正美 | ○   |            |       |     |
| 産業振興課長      | 深田 知明 | ○   |            |       |     |
| 産業振興課主幹     | 川口 昌志 | ○   |            |       |     |
| 建 設 課 長     | 江草 智行 | ○   |            |       |     |
| 建 設 課 主 幹   | 金野 茂幸 | ○   |            |       |     |
| 会 計 管 理 者   | 房田 敏彦 | ○   |            |       |     |
| 総務課庶務担当主査   | 近野 幸彦 | ○   |            |       |     |
| 住民企画課財政担当主査 | 青柳 朋幸 | ○   |            |       |     |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職 名       | 氏 名   | 出 欠 | 職 名     | 氏 名   | 出 欠 |
|-----------|-------|-----|---------|-------|-----|
| 事 務 局 長   | 小野寺祥裕 | ○   | 事務局臨時職員 | 安瀬 貴子 | ○   |
| 事 務 局 主 査 | 小泉 政敏 | ○   |         |       |     |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号  | 件 名   | 顛 末                           |
|----|----|-----|---|-------------------------------|
| 1  |    |     | 会議録署名議員の指名                                  | 3番 村田 政義<br>4番 乃村 吉春          |
| 2  |    |     | 会期の決定                                       | 自 12月 17日<br>2日間<br>至 12月 18日 |
| 3  |    |     | 諸般の報告                                       |                               |
| 4  |    |     | 行政報告並びに提案理由の説明                              |                               |
| 5  |    |     | 一般質問  |                               |
| 6  | 議案 | 94  | 津別 21世紀の森基金条例の制定について                        |                               |
| 7  | 〃  | 95  | 津別町体験交流施設条例の制定について                          |                               |
| 8  | 〃  | 96  | 津別町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |                               |
| 9  | 〃  | 97  | 津別町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |                               |
| 10 | 〃  | 98  | 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について               |                               |
| 11 | 〃  | 99  | 津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |                               |
| 12 | 〃  | 100 | 津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について          |                               |

| 日程  | 区分 | 番号  | 件名                                      | 顛末 |
|-----|----|-----|---|----|
| 1 3 | 議案 | 101 | 津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |    |
| 1 4 | 〃  | 102 | 津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について             |    |
| 1 5 | 〃  | 103 | 津別町公園条例の一部を改正する条例の制定について                |    |
| 1 6 | 〃  | 104 | 契約の締結について（体験交流施設新築工事）                   |    |
| 1 7 | 〃  | 105 | 平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）について          |    |
| 1 8 | 〃  | 106 | 平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について  |    |
| 1 9 | 〃  | 107 | 平成 25 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について |    |
| 2 0 | 〃  | 108 | 平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について    |    |
| 2 1 | 〃  | 109 | 平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について  |    |
| 2 2 | 〃  | 110 | 平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について     |    |
| 2 3 | 〃  | 111 | 平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について    |    |
| 2 4 | 報告 | 16  | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）           |    |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件名                            | 顛末 |
|----|----|----|-------------------------------|----|
| 25 | 報告 | 17 | 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて) |    |
| 26 | 〃  | 18 | 平成25年度定例監査の報告について             |    |
| 27 | 〃  | 19 | 例月出納検査の報告について(平成25年度10月分)     |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |
|    |    |    |                               |    |

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 25 年第 10 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 村 田 政 義 君                      4 番 乃 村 吉 春 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 18 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。今日はいつもと違いまして小学生の皆さんがこうして傍聴に来ていただいております。いつもと違うちょっと緊張感を感じているところですが、しっかり答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、行政報告並びに提案理由の説明を申し上げます。本日ここに第10回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第9回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております18件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。11月29日、軍司信様より、認定こども園のために役立ててほしいと100万円のご寄附をいただいたところです。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存でありま



す。

また、丸玉産業株式会社代表取締役 大越敏弘様から平成 20 年度より 5 年間、合計 5,000 万円のご寄附を受け、「丸玉産業森づくり基金」として「愛林のまち緑資源を守る推進事業」の拡充財源として活用させていたところですが、今般、平成 25 年度より 3 年間、毎年 500 万円の寄附継続の申し出をいただいたところですが、ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、条例に基づきご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、障がい者福祉サービスの特別加算についてであります。平成 24 年度から現在まで、障がい者福祉サービス事業者への特別地域加算金 2 件、3 万 1,200 円が未払いになっていることが判明いたしました。障がい者福祉サービスを受けるため、平成 24 年に交付した受給者証のうち計画相談支援給付費の支給内容に「特別地域加算金」の対象者である旨の記載をしていなかったことが原因であり、対象者は 1 名で、平成 24 年度分が 1 万 7,550 円、平成 25 年度分が 1 万 3,650 円となっております。ご迷惑をおかけしましたサービス事業者に心からおわびを申し上げますとともに、今後はチェック体制を強化し、このようなことが起こらないよう再発防止に努めてまいります。なお、これらの支出につきましては、今後、北海道において過誤額の調査を行う予定になっておりますので、額が確定次第予算手続きを行いたいと考えております。

次に、反射材でつなぐオホーツク街道交通安全びかつと作戦についてであります。オホーツク地域において多発する交通死亡事故、特に高齢者の事故に歯止めをかけようと、全市町村にわたる「高齢者による夜光反射材たすきりレー」を行うもので、「いい夫婦の日」である 11 月 22 日に実施いたしました。出発地である役場庁舎前において、各老人クラブ会員をはじめとする参集者が見守る中、津別町老人クラブ連合会副会長の星屋好春さん、アキ子さんご夫婦が交通安全宣言を行い、まる太くんから預けられたたすきを、次の中継地である美幌町に引き継いだところでもあります。あわせて津別町交通安全協会会長柳瀬輝彦氏から携行反射材が贈呈され、老人クラブ連合会を通じて各老人クラブに配布させていただいたところでもあります。

本町における交通事故死ゼロ日運動は、次の目標を 1,500 日（達成日 平成 26 年 4 月 28 日）として展開しているところではありますが、このような機会を通じて、改めて

悲惨な交通事故絶滅のために、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、まちづくり懇談会についてであります。本年度は「宿泊施設の確保について」「起業等振興促進条例について」「高齢者福祉について」を懇談会のテーマとして10月23日から12月6日までの間に17カ所で開催いたしましたところ、196名（昨年は185名）の参加がありました。多くの貴重なご意見を伺えましたことに感謝いたします。

また、この懇談会の開催にご尽力をいただきました自治会等関係者の皆様にお礼を申し上げますとともに、気軽に意見交換を行える有意義な場として今後とも継続してまいる所存であります。

次に、本岐小学校開校100周年記念式典についてであります。明治42年3月14日の開校以来、時代の変遷の中を父母や地域の皆様、学校関係者の皆様の並々ならぬ教育への情熱とご支援により歴史を刻んできました本岐小学校の開校100周年記念式典及び祝賀会が12月1日、盛大に開催されました。

当日は卒業生、歴代校長先生及び教職員、地域の方など150名の関係者が出席され、祝賀会では「写真で振り返る本岐小学校」と題した映写や児童による日本民謡の踊りや楽器演奏などがあり、手づくりで心温まる催しに出席者の皆様は心を熱くしておられました。

この式典及び祝賀会開催のため、ご尽力いただきました協賛会の皆様及び学校関係者の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、認定こども園建設に伴う要望書についてであります。12月3日、津別地区林業協同組合より、認定こども園の建設に活用を予定する町有林生産材の木材加工等について、組合構成員の事業体を利用してほしい旨の要望書が提出されたところです。地域材の活用については、林業・林産業をはじめ地域産業振興の観点から重要であることから、要望に沿って進めてまいる所存であります。

次に、相生駐在所の廃止についてであります。昨年度から北海道警察本部より廃止の意向が示され、地域とともに存続への要請を行っておりましたが、12月5日、美幌警察署 外崎署長より正式に廃止の連絡を受けたところであります。その後、美幌

警察署による地域への周知を行っておりますが、内容としましては平成 26 年 4 月に本岐駐在所と統合し、同駐在所が 2 名体制になるとのことです。町としましても相生地域に与える影響ができる限り少なくなるよう、引き続き支援をしております。

次に、津別町史編さん委員会の設置についてであります。12 月 5 日、第 1 回津別町史編さん委員会が開催され、委員長に布瀬勝明氏、副委員長に宮川義昭氏が選出され、津別町百年史発刊後 30 年を節目に、新しい町史の発刊を目指すこととされたところです。ご就任いただきました委員の皆様にご心よりお礼を申し上げますとともに、本町の歴史、伝統及び文化の検証を行う上で欠かせない町史編さんに、ご尽力賜りますようお願いする次第であります。

次に、平成 25 年度優れた「地域による学校支援活動」推進に係る表彰についてであります。12 月 5 日、教育委員会の所管事業であります放課後子ども教室「アソビバ！つべつ」の活動が、文部科学大臣賞を受賞しました。

この賞は、未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域が連携協力し、地域全体で子どもたちの教育活動を支援する活動のうち内容が特に優れ、他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰するものであります。

今後とも各種関係機関のご協力、ご指導のもと、子どもたちの幅広い活動を通じて健全育成に向けた支援を行ってまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。12 月 9 日現在、一般土木工事関係については、町道 363 号線横断管補修工事ほか 28 件、2 億 844 万 9,000 円 (100%)、一般建築工事関係については、豊永団地屋根・外壁張替改修工事 (その 1) ほか 31 件、2 億 1,218 万 8,000 円 (91.9%)、上・下水道工事関係については、3 号汚水支線管渠新設工事ほか 16 件、4,561 万 2,000 円 (100%)、設計等委託業務関係については、宿泊体験交流施設建設工事実施設計業務ほか 23 件、8,695 万円 (100%) であり、平成 25 年度予算分について総額 5 億 5,319 万 9,000 円、96.2%の発注率となっており、一般建築工事関係の一部を残し、発注を終了しております。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第 94 号「津別 21 世紀の森基金条例の制定について」は、平成 26 年 4 月に道立

津別 21 世紀の森施設が津別町に移管されるにあたり、道から支援金が交付されることから、施設の運営及び管理に充てるための基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 95 号「津別町体験交流施設条例の制定について」は、現在整備を進めております体験交流施設につきまして、明年 4 月より一部運営を予定していることから、施設の設置及び管理のため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 96 号「津別町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 97 号「津別町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地域主権改革一括法により、地方公務員法が改正されることに伴い、修学部分休業については、修学に必要なと認められる期間となること、高齢者部分休業については、高年齢として条例で定める年齢となることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 98 号「津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、国民健康保険税の納期ごとの分割金額の端数を 1,000 円未満から 100 円未満にすることにより、各納期の納付額を均等化して納付しやすくするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 99 号「津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は、先に公布しました津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に変更が必要なことから、この条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 100 号「津別町税外諸収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、平成 25 年 3 月 30 日に公布された地方税法の一部を改正する法律に準じ、現在の低金利状況を踏まえた延滞金の利率に見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 101 号「津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、生ごみとして排出できる指定された袋について、これまで最小の袋は 5 リットル用でしたが、世帯状況の変化に伴い、さらに小さい袋への要望が強くなったことから、3 リットル用の袋を新たに加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

するものであります。

議案第 102 号「津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、活汲中学校を平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止し、通学区域を津別中学校区域に統合することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 103 号「津別町公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、平成 26 年 4 月に道立津別 21 世紀の森施設が津別町に移管されることに伴い、同施設を管理運営するため条例に追加する改正をしようとするものであります。

議案第 104 号「契約の締結について」は、体験交流施設新築工事の請負契約として、12 月 13 日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 105 号「平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,663 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 58 億 4,609 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、老人福祉扶助費等、経営体育成支援事業、積立金、繰出金等の補正を主なものとして、これまでに確定しました経常経費・投資的経費等の精査を含め、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、議会費で、議会報発行経費として 17 万 2,000 円の追加、総務費で財政調整基金積立金として 7,714 万 7,000 円の追加、地域おこし協力隊事業を 124 万 5,000 円の減額、ふるさとつべつ応援基金積立金として 49 万 9,000 円の追加。

民生費で、介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金経費として 240 万円の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金を 202 万 5,000 円の減額、老人福祉扶助費等として 605 万円の追加、後期高齢者医療事業特別会計繰出金を 235 万 6,000 円の減額、認定こども園整備事業を 342 万 8,000 円の減額。

衛生費で、共同墓地整備事業を 100 万 4,000 円の減額、ごみ有料化経費として 26 万 8,000 円の追加。

農林業費で、経営体育成支援事業として 280 万円の追加、町営牧野管理業務を 139 万 5,000 円の減額、愛林のまち緑資源を守る推進事業を 500 万円の減額、丸玉産業森づくり基金積立金として 499 万 7,000 円の追加、基幹作業道開設事業を 340 万 6,000 円の減額。

土木費で、町道整備事業を 379 万 9,000 円の減額、特定公共賃貸住宅建設整備事業を 399 万 7,000 円の減額。

消防費で、事務組合負担金を 138 万 1,000 円の減額。

教育費で、津別高校振興対策事業を 219 万 7,000 円の減額、スポーツ合宿誘致事業として 32 万 9,000 円の追加、給食センター運営経費として 21 万 5,000 円の追加。

公債費で、長期債償還元金として 49 万 8,000 円の追加、長期債償還利子を 153 万 6,000 円の減額。

歳入では、町税で 698 万 2,000 円の追加、地方交付税で 72 万 7,000 円の追加、分担金及負担金で 174 万 5,000 円の追加、国庫支出金で 39 万 4,000 円の追加、道支出金で 252 万 7,000 円の追加、寄附金で 649 万 9,000 円の追加、繰入金で 549 万 5,000 円の減額、繰越金で 5,211 万 6,000 円の追加、諸収入で 112 万 8,000 円の追加をするものであります。

議案 106 号「平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,911 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 4,568 万 3,000 円とするものであります。

歳出では、主に退職被保険者の療養給付費の追加及び後期高齢者支援金、介護納付金の額の確定に伴う追加であり、歳入では、保険税率の改定等による保険税の追加、療養給付費交付金、前年度繰越金の追加等により、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第 107 号「平成 25 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 161 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,518 万 7,000 円とするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額であり、歳入では、主に後期高齢者医療保険料の減額と一般会計繰入金の減額により歳入歳出予算の補正

をお願いするものであります。

議案第 108 号「平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 7,610 万 4,000 円とするものであります。

歳出では、主に事業実績に伴う保険給付費の調整と前年度繰越金の基金積立金の追加であり、歳入では、賦課決定による保険料の増額及び国庫支出金等の調整、前年度繰越金の追加等により、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第 109 号「平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 778 万 9,000 円とするものであります。

歳出では、電気料金の改定に伴う電気料の追加を主なものとし、歳入では、サービス収入及び一般会計繰入金を減額するとともに前年度繰越金を追加し、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第 110 号「平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 257 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,500 万 9,000 円とするものであります。

歳出では、消費税の確定、事業の完了に伴う精査、防災用備品購入などを主なものとし、歳入では、受益者分担金及び国庫補助金の追加、前年度繰越金の確定などにより歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第 111 号「平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 24 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,321 万円とするものであります。歳出では、相生浄水場テレメータ修繕を追加し、歳入では、前年度繰越金の追加及び一般会計繰入金の減額を行い、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

通告の順に従って順次質問を許します。

平成25年第7回定例会に引き続き、一問一答の試行として1回目は一括質問、一括答弁とし、2回目から一問一答とします。

答弁を含み1議員60分以内であります。

それでは、1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従いまして一般質問を行います。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多大な犠牲をもたらすとともに災害時の対応に対して数多くの教訓を残しました。国は平成24年には災害対策基本法を改正し、各地で防災、減災への意識が一層の高まりを見せております。津別町におきましても昨年度、津別町地域防災計画が見直され災害に対する備えを充実すべく動き出しているところです。

そこで、以下のことについて伺いたいと思います。災害発生時の組織体制と避難誘導のシステムはどのようになっているか。自主防災組織の整備は進んでいるのか。津別小学校をはじめとして拠点避難所が6カ所指定されているが、収容能力はどれぐらいあるか。また、相生に設けられている2次避難所は拠点避難所に準ずる整備をしていくのか。拠点避難所の健康管理を含めた環境整備や食料等の備蓄品はどのようにしていくのか。

以上の点について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、ただいまご質問にありました佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

防災対策についてであります。まず一つ目の災害発生時の組織体制と避難誘導システムについてであります。この防災組織につきましては、災害対策基本法によりまし



て開発、気象台、自衛隊、総合振興局、警察、消防、医師会など関係機関で構成する防災会議を組織いたしまして、町長を会長として防災計画の作成と修正を行っているところです。災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合、基準に基づき町長を本部長として町職員と消防職員による災害対策本部を設置し、「職員初動マニュアル」により迅速かつ適正に災害対策を行うこととしております。避難誘導システムについては、町長の避難勧告により避難が行われたときは、対策本部の担当部の総括のもと、町職員、消防職・団員及び警察官が協力して誘導員を要所に配置し、避難経路等の安全確保に努めることとしています。しかし、災害が発生した直後は、対策本部が機能するまでの間、地域住民による支援体制を活用いたしまして避難誘導を行うこととなります。

次に、自主防災組織の整備についてでありますけれども、自主防災組織とは、災害対策基本法で規定された地域住民による任意の組織であり、町ではその組織の充実を図り、住民の自発的な防災活動の促進を図るよう努めなければならないというふうにされていることから、防災計画において育成・整備を促進しているところであります。平成7年に起こりました阪神淡路大震災では、救出者の98%が住民の活動によって救出されていることから、町ではこれまで出前講座やまちづくり懇談会などで自主防災組織の重要性を説明し、平成17年度から自治会を通して組織化を進めてきたところであります。しかし現在、組織化されているのは岩富、高台町、本町の3地区であり防災の基本は「自らの身の安全は自らが守る」ことであり、平常時から災害への備えを心がけることが必要であることとして、昨年の防災計画見直しに伴い、新たに「町民等の基本的責務」を加え、「自主防災組織活動マニュアル」も作成したところです。今後もこうした趣旨を伝えながら、自主防災組織の育成・整備を図ってまいります。

次に、拠点避難所の収容能力についてであります。拠点避難所は昨年の計画見直しにより、2次避難所の中から一定の基準を満たす施設として、耐震化された活汲小中学校と津別小学校、そのほか津別中学校、津別高校、農業者トレーニングセンター、本岐小学校の6カ所を新たに指定し、備蓄品、発電機、給水施設などの整備を計画的に行っているところです。拠点避難所の収容能力は、1人当たりの面積を3平方メートルとした場合、屋体だけで2,100人、校舎を含めると最大4,360人となります。相

生につきましては、拠点避難所を指定していませんが、雌阿寒岳が噴火した場合、相生にとどまることは困難と考えており、本岐小学校を拠点避難所としています。ただ、緊急避難所として道の駅を指定したいと考えています。

次に、拠点避難所の整備についてでありますけれども、防災計画の見直しにより、庁舎及び拠点避難所の備蓄品の整備を行うこととし、今年度はストーブ、防災無線機、小型発電機、衛星携帯電話、ガソリン携行缶、緊急災害用車両、ストレッチャーの整備を行ったところです。来年度は、拠点避難所の停電対策として、津別小学校に発電機の整備と給水施設の整備を検討することとしています。備蓄品につきましては乾パン、避難所用簡易間仕切り、アルミマット、段ボールベッド、毛布、乳児用及び大人用おむつ、生理用品、救急箱、災害用テント、簡易トイレ、トイレットペーパー、投光器、車両広報用スピーカーの整備を行ってまいります。拠点避難所での避難者の健康管理につきましては、津別病院に救急救命活動の要請を行うとともに、避難所に看護師または保健師を派遣して救護所を開設し対応することとしています。また既に災害時の「要援護者支援マニュアル」を作成しております。情報伝達や避難支援体制について関係機関が連携して取り組み、地域の安全・安心な体制を強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） どうもありがとうございます。

防災は津別町が安心・安全で暮らせるためには大変重要な役割を持つ施策だというふうに考えております。本当に範囲が広いのですけれども、今日は組織体制、それから拠点避難所に絞って少し町長にお伺いしてみたいなというふうに考えております。

まず、災害が発生したときに津別町に災害対策本部が置かれるわけですが、町長を本部長として役場の職員が集結し、総務部から消防部まで組織されるわけですが、この中でやはり大事なものは、住民生活のところに置かれる避難所への誘導する役割、それから保健福祉部の避難所の災害医療に関すること。この辺が速やかに発令されていくべきだと思うのですけれども、実際その役場に集まってから避難所に対して派遣されるというか、出動できる態勢というのはどの程度速やかにできるのか、

少しご説明お願いしたいなというふうに思いますが、特に車両関係も含めてお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 実際に大きな被害がこれまであったわけではありません。ただ、以前に昭和の初めの時代にマグニチュード4ぐらいの地震があったという記録がございますけれども、それと、またあと想定されるのは雌阿寒岳が噴火をした場合、どの程度の噴火になるかにもよりますけれども、大掛かりな状況になったときに実際にどういうふうな形で動きがしっかり取り切れるかというのは、やはりこのマニュアルをもとにして進めていくこととなります。そこで、これまで4回ほど訓練をやっているわけですが、今回、今年は緑町の第3でしたけれども初めて避難誘導といいますか、初めてと言いますか警察官も含めた避難誘導に当たっていただきまして、大体このような形で進むのかなというのを感じ取ってきたところでありまして、できる限り早くそういう体制がとれるように、それぞれ携帯電話等で連絡がすぐに職員等につながるようになっておりますので、発生する場合、あるいはどうも怪しくなってきた場合というようなときは、この基本計画の中にどういう段階にしたら、どう動くかというのが段階的に書かれておりますので、その基準に基づいて本部を設置する、あるいはまだ十分というようなことで考えておりますけれども、その状況に応じて早目早目に対応できるように進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 今のお答えでちょっと概要というか大まかなところだったのですけれども、もう少し具体的にお聞きしていきたいと思えます。まず避難誘導に関することですが、具体的な例を出しますと相生、相生の場合は限界集落と申しますか高齢者が50%以上を占める所で、ここが実際本岐に避難するとなると自力で避難できる方、それから介助が必要な方というのがいると思うのですが、果たして相生地域が単独ですべて速やかに避難所へ移動できるのかどうかというと、私は少し疑問を感じるのです。そうした地域が相生ばかりではなくほかにもあると思えますが、そうした場合、自治会もしくは、本来は自主防災組織ができていると一番いいのですが、できていない所でも自治会の中で防災に対して話し合いをして、例え

ば自分たちの所が避難をする場合に、これだけの人的パワーが足りないとか、これだけの車両が足りないとか、そうしたことがはっきり出てくると思うのです。そうした足りない部分を補っていくのが行政の役割ではないかなというふうに考えるのですけれども、そうしたことを考える働きかけを行政として今後やっていくべきだと考えますが、その辺について町長、どうお考えになるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その辺につきましては、既に要援護者のマップが作成されています。これは社会福祉協議会とも連携をして、それから消防ともさまざまな形で連携をして、そして地図上にこういう方たちがここにいるというのは把握しておりますので、そこに自治会長さんも承知をしておりますので、いざとなったときには連携をして進める形になります。そのマップをもとにして今まで4度ほど訓練を行っておりますけれども、これは最初に行ったのは本町です、そして豊永第3そして去年は岩富の水の関係だけでありますけれども、今年は緑町の第3ということで、それぞれ自治会一つ一つそういう方たちはおられますので、うまく誘導ができるように進めていくということで訓練を通して参加者に承知していただく、それから自治会等を通じて住民企画課がございまして、自治会の窓口になってますので、それは常にいろいろ集会等あるいは総会、それから自治会長会議、そういったところでお話をさせていただきながら災害に対する意識を高めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 高齢者マップについては私も承知しているのですけれども、実際に高齢者マップをつくってから年数もたってしまっていると。そうすると高齢者マップによって認知している人たちのところを助けに行く人間自体がもう歳をとってしまって、なかなか実際にできるのかどうかというところ。実は私は本町に住んでおりますので本町は自主防災組織ができております。防災についての話し合いもしましたけれども役員会等でも実際大災害が起こったら、果たして助けに行くだけの人がいるのか、要するに若い人がそれだけいるのか、実際、高齢者マップをつくったときには、その班でそれぞれ助け合っていこうという話し合いをしましたがけれども、実際にそういうことが起きて救出したというか介助をしながら避難したということがないもので

すから、そのときに混乱するのではないかという心配もしているわけであります。そうしたところもぜひ一度地域の方と話し合う機会をもっていただきたい。まちづくり懇談会等でそういう話題が出れば一番いいとは思いますが、こちらのほうからそうした提案をしていかなければ、なかなかそういう話にはならないと思いますので、していただければありがたいなというふうに思っております。

話がちょっと前後するかもしれませんが関連があるので拠点避難所のほうについてお聞きしながら、また防災組織に戻るかもしれませんがお許しをいただきたいと思っております。拠点避難所の整備につきましては、基本的に忠実に行っていくべきだなというふうには考えているのですけれども、津別町の場合は少し高齢者に配慮した施策を行っていかなければならないのではないかなというふうに思っております。津別町の場合、高齢化率が40%を超えているということで拠点避難所自体に避難された方たちの健康管理にも気づかっていった拠点避難所づくりがされなければいけないなというふうに私は考えております。

それで、まず最初にお聞きしたいのが、拠点避難所のリーダーはだれになるのかということをもまず町長にお尋ねしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 総務課松橋主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 拠点避難所の関係について私のほうから説明したいと思います。拠点避難所6カ所整備しております、それぞれ自治会を指定しておるわけでございますけれども、その自治会長の中から選定されるというふうに考えております。事前に自治会が集まって決めていただければいいのですけれども、実際に災害があったときにつきましては、実際に言葉は悪いですけども生き残った方、大災害になったときに生き残った方がどの程度になるのかというのは想定できませんけれども、そのときは副自治会長ですとか、要職者になるという感じで考えております。基本的には自治会長の中から選定していただいて委員長になっていただくというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 避難所のリーダーがそのようにして、その場で合議で決まるということになれば、その下の避難所運営委員会委員長ということになると思うので

すけれども、その下の副委員長並びに総務班から救護班に至るまで、その班長もその場で決まるという形になると思います。もちろんそれはそれで仕方のないことかもしれないかもしれませんが、そうした場合、その避難所自体が速やかに運営されるかなという私は大変疑問であります。リーダーが決まってだれがリーダーになっても例えば複数の自治会の中のどの自治会長がリーダーになっても、そしてどの自治会の多分役員たちがなっていくのでしょうけれども、その人たちがそれぞれの班のリーダーになっても速やかに救護所が運営されるためには、やはり訓練だけではなくて研修等も行っていかなければいけないというふうに思います。役場の中では職員の防災に関する研修が行われていると聞きますが、やはり自治会の役員等も巻き込んで避難所の運営マニュアルが既にできていると思いますけれども、そうしたものを私の自治会の自主防災組織ができているような自治会においても、私も役員をしておりますし会長に聞いても実際避難したらどうなるかわからないという状況であります。そうした状況では決して速やかに拠点避難所が運営されるとは思いません。ですから、そうした研修等を含めて、備品等の使い方なども含めてぜひ訓練ばかりでなく研修を進めていくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 訓練はそれぞれできれば全地区で毎年実施したいなというふうに考えているところですがけれども、もう一つ議員がおっしゃいました図上訓練、これも実はやってはいるのですけれども、避難所マニュアルに基づいて、これ図上訓練というのは逃げるルートを確保していくための、こうだよ、ああだよということで、その部分の訓練をやっているのですけれども、避難所マニュアルに基づいて、そこでこういう人がこういうふうな任務を持ってこう進めていこうと。それは自治会長さんの中から選ぶといっても、そこにうちの職員あるいは消防の職員も含めて最低でも何人かということがいなければ、なかなか機能していかないというふうに思いますので、その部分の張り付け等々もこの初動マニュアルの中にも若干ありますけれども、そういうのをもう一度確認していくということが必要だろうというふうに考えております。それからこの前の質問の中であります要援護者のマップについては、これは随時更新しています。ですから過去につくったものがそのままの状態ではなくて、前と状況が

その方それぞれ変化したり、転出したり転入されたり、そういうこともありますので、これは関係機関の中で随時更新をして色分けをして進めているということで、ご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） まず高齢者のマップにつきましては、データ更新をされていると思いますが、私が懸念しているのは、その介助する側の人たちの高齢化、これによって介助能力が地域として落ちるのではないかと、そういうことがあった場合には行政が支援していくべきではないかということをお話したつもりであります。

あと先ほどのお答えなのですが、少し、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか、お聞きしたところに答えが返ってきていないような気がするのですが、私はリーダーはだれなのかと言った後、その組織が避難所においてうまく速やかに今のままではいけないのではないかと懸念しているわけでありまして。うちの自治会長さんや総務部長さんに聞いても拠点避難所に行った場合、そこからどうなるかということあまりよくわかっていないと。集まってそこから出たところ勝負だみたいな話が出ております。例えば今毎年役場が 1 自治会と避難訓練を行っておりますけれども、これを実際に拠点避難所を使って、拠点避難所には例えば複数の自治会が来るわけですが、6 つの拠点避難所があるのであれば 1 年に 1 カ所の避難所、そこに入ってくる自治会をすべて集めて、6 年間で一回りするわけですから、その拠点避難所 1 つまるまる行政とともに防災訓練を行い、そしてそこで拠点避難所を実際に体制づくり、そうしたことをシミュレーションでやっていけば私は速やかな拠点避難所の初動がで

きるのではないかなというふうに考えますが、町長この辺についてどうお考えになるかお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 6年に一遍回るといのは大変いいアイデアですし、それがやっぱり必要かなというふうに思います。これまで4回やったわけですが、4回のうち自治会としてやったのは3回ですけれども、私もそれに参加していて、そういう要援護者の方たちを移動される方が、もう何というかそれにかかりっきりという状態で、あれちょっと周りが見えていないのかなという感じを受けたときがあったりとか、あるいは自分も危なくなってくるという、こういうふうにしていったら。実際に災害でないですから緊張感がやっぱり大分違うというふうには思いますけれども、そういうことを目の当たりにしたりだとか、これはパターン化しているのですけれども、消火器で参加された皆さんに水が入っていますので、それで火の元の看板に練習をするというのもやっているのですけれども、これもやはり相当高齢者の方がやっているとなかなか栓が抜けなくて、それをやるのにもものすごく時間がかかったりとか上に向けてやってみたりとか、あっちに向いていたりというようなことで、これは、こういうものはやらせないで早く逃げたほうが良いというのを感じたりとか、そういうのが幾つか目にできてます。そういったことも参考にしながら、これからも続けていこうというふうに考えていますけれども、この拠点避難所の部分は、もう第1避難所、第2避難所通り越えて長期にここで滞在するという所ですので、そこではしっかりある意味ではどんな災害か別として落ち着いた状態の中で、これから家を失ったりなんかした人たちが長期に生活をする所ですので、そこは集まった方たちの幾つもの自治会が集まって来ますので、その中からこの避難所マニュアルに書いてありますとおり、この避難所の運営委員会をつくらなくてはなりませんので、その中で総務班だとか情報班だとか救護班だとか、環境衛生班だとか給食班だとか、名簿総括班だとか、さまざまなことが書かれています。これに基づいて委員を割り振りして自治会のだれだれさんにやってもらうというようなことが形上はできていますので、それを6つの施設で順繰り、順繰りやって意識的にこういうふうになるんだなというのを訓練の中でつくり上げていくということは必要だなというふうに思いますので、それはまた来年以



降検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） わかりました。次に、避難所の備品関係のことを少しお聞きしていきたいなというふうに思っております。発電機等整備されることが1回目の答弁の中でございましたけれども、先ほども申し上げましたけども津別町の場合は非常に高齢化率が高いと、私もちょっと真剣にというか、実際津別はどんな災害が起きるのかなというふうに考えてみました。地震が絶対ないとは言いませんけれども、かなり可能性は低いのかなと、大地震が。一番可能性は低いけど起きたときに悲惨になりそうなのは大竜巻だと思うのです。これだと佐呂間町でも起きたわけですし、実際かなりの家屋がどーんと持って行かれて被害者も出ました。こうしたものが起きたとき、それから平成4年にありましたように大雨、そうした場合には拠点避難所に長期の滞在が考えられると。大雪の場合は、逆に避難所に来させること自体が大変なことになるかと思うのですけども、とにかく電気の供給が止まると大雪の場合も避難所での長期の生活が余儀なくされるということで、どうしても避難所で長期の生活をすると高齢者が多い関係で心的なストレスもたまりますし、情報等がなかなか手に入りづらいということで、そうしたところの環境整備を重点的にやっていかなければいけないなと思うのですけれども、まず恐らく救護所は設置されるのですけれども、東日本大震災なんかでも見ましたけれども、ベッドは1つぐらいしかなくて、残りは段ボールを敷いた所にぐあいの悪い方を寝せてやっているわけですが、やはり高齢者の場合そういった介護というか看護の環境が悪いと、またその病状が悪化する場合もあるので、そうした部分の救護所等の設置に対する設備については少し手厚くやっていただきたいなというふうに思います。

それから、情報関係なのですけれども、私も現在確認しているのですけれども拠点避難所においても東日本大震災のときも情報が手に入らないということで、携帯電話がほとんど使えなくなってしまうものですから、それぞれ皆さん不安が募ったわけですが、やはり拠点避難所における所では、テレビのケーブルや、それからインターネットのLAN配線、それからラジオも含めてですけれども情報が手に入りやすい状態を屋体なりに設置しておくべきだと思うのですけれども、その辺について今後

整備をどのように考えているのかもあわせてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課松橋主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 拠点避難所の整備の関係でございます。情報の関係ですけれども、LAN配線とかテレビの関係、一応検討しているところでございます。来年度の予算に反映するよう協議を行っているところであります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今想定する災害なのですけれども、これ皆さんもお持ちのとおりに見直して作成しました津別町の津別町地域防災計画の中に第6節に想定する災害ということで載せています。地震、火山、水害、大雨、雪害、風害、それから地盤災害、危険物等、これはタンクローリーがひっくり返ったとかそういうことも入っていますけれども、それから火災というようなことでありますけれども、あるいは重大な衝突事故というようなことで昨日のテレビじゃないですけれどもヘリコプターが落ちてくるだとか、そういうこともあり得るということで、幾つか想定する災害がありますけれども、確かに議員おっしゃっておいりましたように大雪だとか大雨の災害は少なからず経験はしておりますけれども、竜巻に対する状況というのは、これはまだ経験しておりません。それで、どういう状況になっていくかといったら、ここにも同じようなことが起こり得るのかどうなのかということで、実は年明けの1月の17日になるのですけれども、町村会で3つの委員会がありまして、これは町長、副町長で構成しているのですけれども、その1つに建設経済委員会というのがあって私が所属しているところです。そこで2つ、一年に一度勉強会をやるのですけれども、1つは丸玉さんの単板協同組合のバイオマス施設が見たいということで、それはそれでセットしたのですけれど、もう1つは網走気象台の台長を呼んで、もう一度町長、首長も天気図の勉強をし直そうということで、それによってどういう等高線が密集してくるとこんなふうになっていくだとか、そういったことをもう一度首長が学んでいこうということで、そういう取り組みを実は津別町で来月やる予定をしています。そういうときにあわせて竜巻の起こる天気図というのはどんなふうなときなのかということ、みずからも予測、判断、ぴったり当たるといことは難しいと思いますけれども、心構えとしてできるようになっていきたいなということで、それらも含めて検討してまい

りたいというふうに思っています。それと災害の中で先ほど想定する災害の中で、地盤災害というのがあるのですけれども、これは実は北海道でも随分今回の伊豆大島の関係もありまして、雨のたびに土砂崩れ等が発生するということがあります。そして命を失っていくという事例も全国では起きていますので、道としても既に始まりまして、土砂災害の箇所として想定されるどころの基礎調査を北海道としてやるということで、この間 11 月の末ですけれども、町にも道職員の方が説明に来られました。それは土石流が起こる箇所、それから、がけ崩れが起きるだろうという箇所、それから地すべりが起きるのではないかと、この 3 つの箇所なのですけれども、これはあくまでもゼンリンの地図というか、あれを見ながら多分この辺で起きるだろうということのを道が想定しているわけですけれども、網走管内には 1,100 カ所ぐらいあるということなのです。津別町では地図上でいけば土石流が 39 カ所、それからがけ崩れが 7 カ所、地すべりが 6 カ所ということで合わせて 52 カ所が地図上から判断すると、こういう箇所が土砂災害の可能性のある箇所があるというふうにいわれています。ただ、ここには人が住んでいない所がほとんどなものですから、道のほうとしても毎年予算的なものもありますので、道内で 20~30 カ所をピックアップして毎年進めていくということらしいのですけれども、1 カ所につき 200 万~300 万かかるというお話もされました。これは優先的にそのそういう災害が起こり得るかもしれないという所に要援護施設、特養があるとかそういう施設を最優先して、そこから調査を開始していくということなのですけれども、町のほうにもいずれは来るかというふうに思いますけれども、町のほうでも押さえている部分がありますので、そういったところもしっかり道と足並みをそろえて進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） ただいまの地盤災害等の話は貴重なお話なので、それはそれで傾聴いたしましたけれども、私の質問いたしましたところは今回備品の整備についてでありまして、情報関係の備品整備をどのように考えているかということと、あと高齢者に配慮した救護所等の備品、段ボールの仕切りなんかでも、やはりあるとないとは全然その心的なストレスが違うということで、そうしたものについてきちっと

整備できているのか、町長の口から出なくても担当課のほうからでも結構ですから、もう一度しっかりお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 備品の関係は 25、26 で整備を進めています。既に 25 も終わったところなのですけれども、個別に一つ一つ相当の数がありますけれども、これ幾つ、これ幾つということでお答えするということによろしいでしょうか。

○1 番（佐藤久哉君） 数は結構です。救護所にどういったものを配置しているか、そういうところを教えてください。

○町長（佐藤多一君） おおざっぱには 1 回目の答弁でお話をしたのですが、担当のほうからもう一度お話しさせます。

○議長（鹿中順一君） 総務課松橋主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 救護所ということではないのですが、拠点避難所を中心に備蓄品を整備していくということで今言われました仕切りの関係ですが、簡易間仕切りとして明年度にとりあえず 50 人分ということで予算要求したいというふうに考えております。あとテレビ等の関係については考えておりませんが、一度備品について整備した時点でまたさらに検討していくことが必要だというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 私は例えば血圧計ですとか、それから、できれば点滴の簡易セットだとか、そういうものを保健福祉課のほうと相談して、もう少し拠点避難所から動かさないで、ぐあいが悪くなった人に対応できるようなものを少し検討していただきたいなと思ってお話しいたしました。

この質問は今これから聞くことと関連してしたわけですが、私に一つとか二つほど考えがあります。政策提言ということになるかもしれませんが、まず一つは津別の中に看護師資格を持った方もしくは保健師のOBの方が何人かいらっしゃると思いますけれども、こうした方をボランティア登録というか災害時のための特別支援の形で登録しておいて、そうした方に拠点避難所に張り付けていただくような体制はとれないのかなというふうに考えております。こうしたことが可能なのかどうか、

ちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど言おうと思ったのですが、こっちで一緒にしたほうがいいと思ひまして、津別町の重機の関係なのですけれども、行政としては既に建設業協会と締結を結んでいるかどうかわかりませんが、協力を要請をするようには体制はできていると聞いております。ただ、津別の場合は林業の町で大きな木材工場が幾つもあり、そこにも重機がいっぱいあり、なおかつ重機を扱える人がいるわけありますから、家屋が倒壊したり道路に除去物があつた際に、そうした方々に一緒に災害時に手伝っていただけるような体制を考えてみてはどうかと思ひますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 総務課松橋主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 今重機の関係、建設業協会と協定をしておりまして災害時にはそういった支援をいただくというふうな形になっております。実際にレンタル会社等もたくさんございますけれども、災害が広範囲になったときに実際にそういったものが供給されるのかどうかというのはわからないわけですが、実際に協定を結んでそういった供給をしていただく。例えば石油業界ですとかも協定をいたしております、石油製品の供給もしていただくというようなことにもなっております。林協については協定を結んでおりませんので、今後そういった検討が必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっと今見当たりませんが昔の赤本のときには、どこの会社でどれだけ重機を持っているかとかというのが載っていたというふうに思ひます。だんだん業界のほうもリストラもありまして公共事業が減つたということで、かなり作業員が不足しているということになっています。それに伴つて機械も自分で所有していたものがだんだんレンタル化してきているというのも聞いているところです。そういう中で今ある部分をもう一度再確認して、そういった災害に対応できるときには建設業協会とはもう随分前に協定を結んでいますが、林業協同組合にもそれなりの機械はショベル等持っていますので、それは活用させていただくように協定を結

ぶというようなことは今後検討していきたいなというふうに思います。

それから、看護師資格を持っている人等々、それらの人をボランティアということで、これはそういう形でその資格を持っている人がどれだけいるのかというのを、そういうものを調査したことはありませんので、聞いている範囲でだれだれさんの奥さんは元看護師さんだったみたいだよというのは1人、2人とかそういうふうには聞いて耳に入ってくることはありますけれども、そういうことを例えば広報なんかで出して、こういうふうに町としては進めていきたいと思うので、資格を持ってられる方、ボランティア登録をしていただけますかというようなことは可能であろうというふうに思います。

また、点滴までの部分を用意していくかどうか、そのハンガーのことなのかなというふうに思いますけれども、点滴を引かけるやつですね、あの程度のものは用意ができるというふうに思います。ただ、血圧計だとかそういったものは長期滞在が始まるということであれば、当然それは町なりいろんな所から今あるものを持ち込んでいくということになっていくかと思しますので、それは不足する、例えば腕に巻いて計れるものがあると思えますけれども、そういったことも幾つか準備しておくということも必要かなというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 雑ぱくではございますが、私は人的な不足の支援、それから拠点避難所に関する合同研修それから備品の一部の整備、それから健康管理等について幾つか提案をさせていただいたつもりでございます。私は子どものころボーイスカウトにいましたが、ボーイスカウトの中で「備えを常に」という標語がございまして、ことわざにも「備えあれば憂いなし」という言葉がございます。安全・安心に暮らせる津別町において防災計画まだ課題は残っているかと思いますが、速やかに解決していくためにともに頑張ってまいりたいと思しますので、どうかよろしく願います。

町長、何かあればお答えください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今ずっとやりとりをしてきた部分の一つ一つ実行できるところは手をつけてまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 ただいま議長のほうから発言のお許しをいただきましたので、先に通告の産業振興についてお伺いをしたいと思います。

これまで佐藤町政は、市街地の整備、住環境の整備を着々と進めてきております。市街地の整備等生活に関する整備は進みましたが、産業振興、特に人口減がずっと続いておりますが、人口減を今後和らげるためには、交流人口の拡大及び定住促進策等を進めるため各種の産業振興が重要と思われることから、次の点についてお伺いをしたいと思います。

1つ目、21世紀の森が北海道から移管となり26年度より津別町の公園として運営維持管理されることとなりますが、今後この公園を町が運営管理するに当たり、体験型観光施設として整備を図るべきでないかと思っております。その点についてお伺いをしたいと思います。

2点目、民宿、それから新しく町が体験交流施設として今後整備されることとなりますけれども各種の課題があろうと思っております。この課題の集客について、町としてどう図っていくのかお伺いをしたいと思います。

3点目、最近津別岬の雲海が非常に人気があるというふうに聞いているところであります。この雲海のPRと町民があまり知られていないということについて耳にしておりますが、この町民に対するツアー企画等含めて、町の対応及び周知について図って行くべきでないかというように思われますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

4点目、町内の企業が開発した木工品で、全国的に注目されている報道がされているところから、この頑張っている企業の家具等を購入し、町としてPRをすべきでないかと思われますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　それでは山内議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の21世紀の森の整備の関係です。道立津別21世紀の森につきましては、北海道条例におきまして、「青少年に、森林及び林業の役割を理解させるとともに、将来における人と森林との好ましい結びつきについて啓発するため設置する」というふうなことで、昭和61年の10月にオープンしたところでございます。

この間ずっと時がたってまいりまして、平成22年の1月に道立施設のあり方についての事前の説明会を道から参られまして受けたところでございます。要は、町に移管することはできないかというお話でありましたけれども、以降5回の協議を経まして来年26年の4月から町への移管を承諾したところでございます。21世紀の森につきましては、町の自然運動公園にサンドイッチ状に取り囲まれておりまして、来年の4月からこの全域が町のものということになります。そこで、来年度において道路を通して隔たりますけれども、夏まつり会場としての河岸公園もございまして、そこでそれも踏まえまして、さらに魅力アップをするため専門家による町民が参加するワークショップなどを開くなどして、この辺一帯のリニューアル構想を来年度まとめてみたいというふうに考えておりまして、その構想がまとまれば次年度から順次対策に入っていくということにしたいというふうに現段階で考えているところでございます。

それから、二つ目の体験型観光施設に対する町としての集客活動についてでありますけれども、これまで合宿あるいはグリーンツーリズムなどによりまして、一定の利用者の確保はできるものというふうに考えています。一般客の確保につきましては、これまで二つの宿泊施設を利用された方々に対しまして、来月決定予定の指定管理者からオープンのご案内をすることになるというふうに考えているところです。

町におきましては、今回の新設部分に長期滞在が可能となる新たな魅力も付加されますので、これらを含めて町のホームページでPRを行っていきたいというふうに思いますし、また研修室が設置されますので、例えば町村会の町職員研修など各種研修会等の開催の誘致を進めていきたいというふうに思っております。

それから、基本的には指定管理者がおもてなしの気持ちをもって接客することが最も大事というふうに考えているところです。しかし、町としましても必要な努力を惜



しむものではありませんので、できることはやっていきたいというふうに考えています。

また、ランプの宿森つべつ、それから観光協会、それからスポーツ合宿実行委員会、グリーンツーリズム協議会、こういった団体とも連携を図りながら町の観光振興に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、三つ目の雲海ツアーのPRと町民ツアーの企画の関係ですけれども、津別峠の今年の雲海ツアーにつきましては、大手旅行会社のJTBと、それから弟子屈町の観光企画会社、それから津別町のNPO法人森のこだまが企画したものでありまして、これにより新聞報道でもありましたように前年比38%増の7万810人が来町されたところです。

ツアーは、ランプの宿と屈斜路湖のホテルをそれぞれ午前5時にワゴン車で出発いたしまして、現地のガイドはコーヒーを提供しながら森のこだまが担当していたところです。JTBのツアーは、6月と7月のみでしたけれども、川湯や阿寒湖畔に宿泊する個人宿泊客もマイカーで参加していたというふうに聞いているところです。

ツアーの時間帯につきましては、現地で午前5時半から6時半ごろでありまして、平日でも100人を超える観光客が訪れておりましたので、レンタカー会社、それから近隣の宿泊施設、それから観光施設へのチラシ配布、こういったことも続け、さらにフリーペーパーなどの記事の掲載を引き続いて行うとともに、町内にお金が落ちる仕組みについての検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

町民ツアーにつきましては、旅行者のツアーやマイカーで訪れる一般客の方との時間帯の調整が必要であるというふうに考えております。そのほか、実施日の天候、移動手段、ガイド料金、保険料など実施に当たって整理しなければならない課題がありますので、これは今後検討してまいりたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、町内の企業が開発している家具を購入してPRをしてはということでもあります。これは山上木工アルミ工業さんが製作しているものを想定しているというふうに思いますけれども、既にさんさん館でテーブル、椅子、ベンチ等購入するとともに数種類の椅子の展示もここで行っております。また、木材工芸館においてもテーブルと椅子の展示販売を行っており、毎月コンスタントに注文

があるというふうに聞いているところです。

今後、これから、体験交流館あるいは認定こども園が建設されますので、内部の建具など可能な限り利用を図れるよう取り進めてPRに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） まず、最初に再質問をお願いしたいと思います。21世紀の森今お答えいただいたとおりでありますけれども、この移管に伴う道よりの移管金について、あるのかどうか。一定期間の維持管理等の部分含めて、あるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） 21世紀の森の移管にかかわる道からの支援金ということでございます。これまでも所管委員会、全員委員会等でご説明したとおり道からの移管に伴って、これまでの指定管理者が受けていました1年間の管理委託料の4年間に相当する金額、それと施設の今後、将来の解体撤去費見合いということでの算定した額ということで、合わさった額が移管金ということで道から示されてございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番。山内彬君。

○7番（山内 彬君） それから、あそこの河岸公園を含めて一帯的に今後公園のいわゆる再構築、リニューアル構想をまとめたいと、そういうふうにお答えいただきましたけれども、特に子どもを主眼に置いた公園にすべきだと思いますけれども、町長として基本的にどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 子どもを主体にということで、私もそのように思っていました、あそこでやはり先ほど河岸公園のお話もちよっとお答えしてお話ししましたけれども、要望をいろいろ見ますと、親水施設というのですか水に親しむという施設が以前からいろんな形で出てまいります。あのまま川に入るとやっぱり危険もありますので、例えば北見の香りゃんせ公園みたいな、ああいうちょっと水に親しめるような、

そういうことも含めて、それは子どもをやはり想定してますし、それから 21 世紀の森、それから自然運動公園等々もそういう方たちもたくさん来ています。数字的には、21 世紀の森の利用者というのは、25 年、今年は 5,000 人ほど来られているということなのですけれども、これは年齢構成でいくと成人の方というか、お父さん、お母さんたちと一緒に来られているというふうに思いますけれども、幼児の方がやっぱり 32% ということであります。中学生、高校生は 2% 程度ということで、あと小学生が 17% ということで、やはり多くは小さい子どもたちがあそこを訪れている。特に学習展示館、あそこで遊ばれているということもありますので、そこは子どもがたくさんよその町の子どものもたくさん来れるようなことを意識しながら、ぜひ構想をつくっていければなど。そのときに、先ほど言いましたようにワークショップも当然そういうお母さんやお父さんたちにも入っていただいて魅力ある施設づくりというのを進めていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 次に、二つ目の質問についてでございますけれども、宿泊施設が町の整備で図られるということで、課題は集客かなと思います。お答えいただきましたけれども、これまで違う形態に多分なるのではないかなと、そういうふうに思います。そこで、ここの指定管理を今進めておられると思いますけれども、具体的にどこまで進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 工事関係については、この後の議案もそうですし、それから行政報告の中でもお話ししましたように既に新築部分の発注も終えたところです。問題は運営の部分ですけれども、12 月の 9 日、事前の説明会を開催いたしまして、これは指定管理ですから個人ではなくて会社組織あるいはグループの方になります。3 社が来ているということで、現場、それからこちらのほうの話も聞いていって、質疑等もあったということでございます。その方たち、あるいはそれプラス説明会には参加しておりませんでしたけれども指定管理に応募してみたいという方につきましては、今月の 26 日までに必要な書類を出していただくと。それをもとに年明けて 1 月の 10 日に面接試験を行うという運びになっております。以前全員協議会でもお話ししまし

たスケジュールに基づいて今進められているという状況です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今具体的に時期を示してお答えいただきました。問題は決まった後の集客について、今まで二つの宿泊施設があったわけですが、この施設の今までの既存の客層について分析されているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 今のご質問、ティエラさんと富田旅館の集客の内訳ということになるかと思えますけれども24年度の実績といえますか数字で申し上げますと、合宿関係でいいますと約1,600人ほど、両施設合わせてですけれども。両施設年間で合わせまして8,000人程度というふうに聞いておりますので、合宿以外でいう一般客というのが差し引きますと6,300人～6,400人くらいかなと考えております。一般客の入り込みでいいますと、どちらかというティエラさんのほうが多いという数字を確認しております。中身的には、町内の企業への丸玉さんですとか、木材関係の修理であったり、それに伴う事業関係で大半というか占めているかなと思えますし、特にティエラさんについては農業関係でも津別の農協の関係でかなりの人数を集客しているというふうに聞いております。これらの内容等を細かく分析をまだしておりませんが、いずれにしても今後指定管理の方が決まれば当然そういう内容等も詳細に打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今客層の分析をお答えいただいたところですが、ビジネスで来るのは、ある程度固定されている部分と変動もあろうかと思えます。あれだけの収容能力の施設をつくるわけですから、この新たな集客の部分をつくらなければ年間通じてなかなか難しいところもあるのかなと思えます。

そこで、いわゆる津別の資源を生かしたものだとか、地産地消の料理含めて何か特徴のあるものをつくりながら、この宿泊施設に取り入れて集客を図ると、そういうふうに考えるべきだと思いますが、その点について何かあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）　まずは今指定管理者を募集しているところでありまして、この方たちがどのような考えを持って応募してこられるかということだと思います。その中で、今山内議員さんが言ってましたようにさまざまなことがあります。地産地消の部分、地元のをできるだけ多く使っていただくか、いろんなことがあると思います。そういったことは面接段階でやりとりをしまして、そして考え方が、この方がいいなというところを決めていくことになろうかと思えます。やはり一番重要なのは、その運営していく方がしっかりした考え方を、そしてこういうふうに進めていくというものをを見せていただく、お話をさせていただいて、それに対して町ができることは支援をしていくというふうに取り進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君）　7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）　心配しているのは、多分町内企業では応募する方がいないのではないかと、そういうふうに使われますので、多分全国的に公募されていると思えますけども、やはり町の後押しがなければ、恐らくなかなかうまくいかないのではないかと心配をしているところです。その中で、この施設内に一般の客が利用できるような食堂みたいなレストランをあわせて開業するのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君）　先ほど町長のほうからもちよっとお話ありました。今後最終的に決まる指定管理者の運営の方法が重きを置くのかなと思っておりますけれども、今回既存の施設の改修を行ったうちのほうとしての思いとしては、当然そういうことも実施してほしいというふうに考えておりますし、あくまでも指定管理者が決まった段階で、そういう対応ができるのであれば、そういう要望もしていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君）　7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）　次に、三点目の津別峠の関係でございますけども、前年比相当来場されている方が増えたと、そういうふうにお答えいただいたところです。お答えでは、大手旅行会社、弟子屈町の観光企画会社、津別町のNPO法人等が企画したものであるということでお答えをいただいておりますが、津別町それから観光協会含

めて、やはり今後こういうことに力を入れるべきでないかなと思います。担当は何か毎日のように峠に出かけているというように聞いておりますけれども、やはりこういうものは速やかに情報を察知して進めるものは進めるべきでないかなと。それによってランプの宿の恐らく宿泊客も増えたと先日報告がございましたけども、ランプの宿のみならず、先ほど申し上げた町で整備する宿泊施設にも泊まれるような形でこれあたりをきちっと充実したPR含めた情報をすべきでないかなと思いますし、町民の方があまり知らないというふうに聞いているところですが、ここらあたりについてツアーは別としてPRの方法等について、もう少し図るべきでないかなというふうに思いますが、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは町の観光資源でもありますので、町も必要な部分がかかわっていくということは大事だというふうに思っています。ただ、今回のこのツアーにつきましては、3社が一体となって進めてきたわけですが、これはご承知のようにランプの宿も指定管理をしています。そこの集客をさらに増やしていくための一つの取り組みとして積極的に行われたと。そして、JTBにも話をしていたり、あるいは、すぐ峠を越えたとお隣の弟子屈町さんともつながりがあるので、そういう日常的なつながりの中で、このすばらしい雲海を多くの人に見せていこうということで企画されて始まったものですので、それは非常にすばらしいことだなというふうに思っています。

うちの職員もそちらに行っていたということですが、その職員はこのNPOのスタッフでもありますので、そういう立場でも手伝いに行っていたということです。実は私は今年には行っていないのですが、過去には二度ほどこの雲海を見に行ったりとか、あるいはほかにちょっと標津に用事があったときに、偶然早朝通ったときに見たというようなことで、三度ほど見ているのですが、ご承知のように非常に駐車場も狭くて、そしてあそこは渋滞も一時期ちょっと起きていたりというようなことも聞いております、今回は。それで、この間テレビでもありましたけれども日本のマチュピチュというようなことで兵庫県のお城がぽっと雲の中から浮かぶ所が出てましたけれども、あれも大変有名になって非常に渋滞が発生して大変なことになっている

というのがテレビで出ておりましたけれども、あそこまでいかないにしても、今までとはちょっと違う交通形態になってきているなというのがありますので、これらはやっぱりもう少し調査をして、そしてまた公安だとか、あるいは道々を所管する総合振興局だとか、そういったところともお話をさせていただく必要があるのかなというふうに思っているところです。

要は、そういう自主的に客を集めていこう、そして津別のよさを伝えていこうということで始まったものですので、こういうところとまたうちの担当、それから観光協会の思っていることがいろいろあるかというふうに思いますので、それらを町としても支援をしていきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） やはり町民に知っていただくということは、町民が応援団になっていただくということで、やはり多くの方に町民の方に知っていただいて対外的にこういうPRさせるということが大事でないかと思っておりますので、ぜひ今後進めていただきたいと思っております。

最後に、町内企業、具体的に山上木工さんのほうで開発しておりますテーブル、椅子について最近、お答えいただいたとおり全国的にも有名になってきていると思われまます。今後公共施設にも取り入れるということでお答えいただいたところですが、何か聞くとあまり町民の方は知らない、利用もされていないというふうに工芸館のほうにお聞きしますと聞いておりますが、やはり町民のほう、家を新築するとかそういうときに町としても後押しする意味でPRすべきでないかなと、そういうふうに思いますので、それから、今建設中の民間の福祉施設についても特に椅子、テーブルについては高齢者にやさしくできていると、そういうふうに聞いているところなので、そこらあたりのPR、それから購入方については町のほうから要請すべきと、そういうふうに思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ツアーの関係につきましては、町民のもうちょっとPRをということですので、それはまた広報等使いながら進めてまいりたいというふうに思いますし、あそこに行くには大型バスではだめですので、小さい小型のもので行く人数

というのは限られてきますけれども、行って必ずしも 100%見られるわけではありせんけれども、可能であれば来年度企画してみたいなというふうにも思っているところ  
です。

それから、企業のほうでいろいろ椅子、机さまざまつくっているわけですが、ご承知のように随分津別もそれなりに使っておりますけれども、東京のヒルトンホテルの結婚式場の椅子等々は全部山上さんがつくられて、これはどんなものかというのはホームページをヒルトンホテルのホームページを見て、ブライダルのところを開けばこれがそうかというのがすぐわかると思いますし、また九州新幹線のひじかけの木の部分はこれもすべて山上さんがつくられているということで、随分いろんなところにも進出しています。津別で、町内の施設でもだんだん使い始めてきているところですし、議員の皆さんもお隣の控室の椅子と机をつくられて使用されていると思います。また、この間、去年見せていただいた津別通運さんの事務所を新しくして、その中は山上さんがつくった椅子と机、非常に合理的にできていて、これもなかなかすばらしいなと思って見えています。これから今おっしゃいましたように、こども園だとか体験交流施設、こういったところにもできる限り使っていただきたいというふうに思いますし、それから先ほど出ていました今建設中の介護施設、そういったところ。もちろんこれは町ではなくて会社がつくっていますので、値段の折り合い等いろいろ出てくるのかもしれませんが、できる限り津別町のものを使っていただきたいということでお話をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 2分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、篠原眞稚子さん

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、



先に通告した件につきお尋ねいたします。

消費者保護基本法が昭和43年に制定され、自治体の責務として消費者の保護に関する施策の策定及び実施が規定され、44年には消費者の保護が自治体の固有事務として規定されてきました。11年の地方自治法の改正によって、その規定がなくなっているわけですが、消費者庁及び消費者委員会の設立とともに21年9月に施行された消費者安全法で自治体が行うべき具体的な事務が規定されております。消費者の安全・安心のためのさまざまな施策が行われていると思いますが、町民が消費者トラブルに巻き込まれないための対策についてと、消費者の意識を高めるための新たな取り組みを検討しているかどうかお尋ねしたいと思います。

また、消費者教育が消費者安全法に盛り込まれ、新学習指導要領にも消費者教育に関する記述があります。小中学校の取り組みについてお伺いいたします。

次に、介護保険についてですが、平成12年にスタートした介護保険制度は、超高齢化社会になくってはならない制度として広く認識されているところです。社会保障制度改革の中で、介護を必要とする度合いが低い要支援者向けサービスを介護保険から外すとの報道があります。制度上、要介護認定において、要介護者と要支援者とに分けられていますが、どちらも自立ではなく、要支援者も現に介護サービスを必要としている人であると考えております。どのような対応をされるかお伺いいたします。介護保険制度は国の制度であるから難しい面もあるかと思いますが、現状のサービスが受けられるのかどうか。また、施設から要支援1・2の人は対象外とするなど、現サービスを受けている人は、この先不安でいっぱいだと思います。新しい制度が始まる前には多少時間があるかと思いますが、関係者等に情報の提供をして、安心してこの地域で暮らせるようにしていただきたいと思質問することにしたので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 伸行君）〔登壇〕 消費者問題についてのご質問の二点目であります。消費者教育の小中学校での取り組みについてお答えいたします。

小中学校における消費者教育につきましては、平成元年の学習指導要領改訂の際に

本格的に導入され、以後数回の改定を伴う学習指導要領に基づく教育課程において、児童生徒が消費者として必要な知識を身に付ける。また、身に付けた知識を生かして判断するなど、消費者としての基本的な資質や能力及び実践的な態度を育てる学習活動に取り組んできています。

しかし、昨今メディアが子どもの生活に強い影響を与えていることや、契約トラブル、消費生活を脅かす食品偽造などが社会問題となっている状況にかんがみ、児童生徒がより一層みずからの意思で消費行動がとれる主体的な消費者となれるよう文部科学省は平成20年3月に学習指導要領を改定し、消費者教育に関する教育内容を充実することとしました。新学習指導要領は、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から完全実施となっており、本町も新学習指導要領に基づく教育課程を編成し、発達段階に応じて小学校では5・6年生の家庭科及び5年生の社会科で、また、中学校では、技術家庭科及び社会科の公民的分野で消費者教育を行っています。

新学習指導要領における消費者教育に関する授業の内容につきましては、小学校家庭科では、物やお金の使い方と買い物などの学習を通して、物の選び方や買い方に関する基礎的、基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、計画的な使い方を考え購入できる能力や、実践的な態度を育てること。また社会科では、インターネットショッピングの仕組みや利用する際の注意点などを学習しています。中学校では、小学校の学習を踏まえ、家庭生活における消費の重要性に気づき、金融の仕組みや働き、消費者の基本的な権利と責任について理解を深めるとともに、物資、サービスの適切な選択、購入及び活用ができるようにすることができるようにすることを狙いとして授業を行っています。また、持続可能な社会を構築する視点から、小学校家庭科、中学校技術家庭科における共通の内容として、身近な消費生活と環境について学習しています。これは、21世紀の最重要課題の一つが環境問題であることや現代の消費生活が環境と深くかかわっていることなどから、地球環境への負荷をできるだけ少なくし、消費を通して省資源、省エネルギーなど消費者問題と環境問題を統一して考え行動できる力、いわゆる環境に配慮して生活を営む力を培うことを狙いとしているものであります。このほか、総合的な学習の時間等を活用して近年の消費者トラブルの複雑化、

携帯電話やインターネットといった情報端末の急速な普及等に伴い、児童生徒が消費者トラブルに巻き込まれないよう情報の日常生活や消費行動への影響などについて学習、あるいは講演会を開催するなどの取り組みをしています。

ただいま申し上げましたとおり新学習指導要領では、特に中学校の技術家庭科の時間を増やして消費者教育に充てるなど、小中学校ともに消費者教育の内容を充実していますが、その背景といたしましては、冒頭申し上げましたとおり近年の経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で消費者トラブルが多発し、その内容も複雑化、高度化していることなどにより消費者教育の重要性がより高まっていることにあります。こうした社会的背景を踏まえ、学校における消費者教育につきましては、今後より一層児童生徒が消費生活に関する基礎的な知識や判断力を身に付け、将来自立した消費者として育っていくよう授業内容を工夫するとともに、その他の教育活動においても消費者教育の機会を確保してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、お答えいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、私のほうから2点についてお答えしたいと思います。

まず、消費者問題についてでありますけれども、津別町の消費者トラブルの相談につきましては、美幌消費者協会に消費生活相談業務として委託して対応しているところです。委託費用につきましては、平成17年度から19年度の美幌・津別両町の相談件数をもとに按分しています。津別町は5%負担し、今年度は21万7,350円となっています。相談業務は2名の消費生活相談員が対応いたしまして、日報と処理カードに経過を記録し、苦情の真否性や不当性、違法性を確認して被害回復への助言や斡旋などを行っています。相談員と行政の連絡調整会議につきましては毎月開催され、前月の相談案件と処理案件の協議・報告、事例研究、意見調整などを行っているところです。

本町の予防対策につきましては、毎月広報つべつに「消費者相談Q&A」を掲載するとともに、相談窓口のお知らせをしているところです。また、過去におきましては、消費者行政活性化事業を活用いたしまして、平成21年に「ストップ ザ 悪徳商法 啓

発小冊子（シルバー編）」を平成 22 年に「若者編」をそれぞれ全戸配布いたしまして、平成 23 年には「総集編」を作成し、老人クラブの会合等でテキストとして参加者に配布するとともに、演芸交流会や隔年実施される老人クラブ連合会大会でも配付しまして、消費者協会からの講師により参加者に対する啓発を行っているところです。平成 24 年及び 25 年につきましては、津別高校 3 年生に「若者編」を配付するとともに、来年 1 月 31 日には、津別高校で消費者協会講師による講演会が行われることになっております。また、訪問販売お断りステッカーの配布案内やクーリングオフの紹介なども行っているところでございます。新たな取り組みにつきましては現在のところありませんが、消費者の被害防止に向けた新法案が、来年の通常国会に出されると報道されておりますので、この内容をもとに検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、介護保険の関係でございます。厚生労働省は平成 27 年度の介護保険制度の見直しに向け、「社会保障審議会介護保険部会」の意見書素案がまとまったことから、これをもとに政府案をまとめ、来年の通常国会に介護保険法改正案を提出することとしています。今回の見直しの柱は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年をめぐり、重い介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを築き、認知症施策の推進などサービス提供体制の充実とあわせまして、介護サービスを効率化・重点化するため、介護予防給付を地域支援事業へ移行し、特別養護老人ホームの入所は中重度者に重点化することとして、費用負担については所得や資産のある方の負担を見直すこととしているところです。

要支援者を介護保険サービスから外すことについてですが、厚生労働省の考え方を説明させていただきます。要介護者の認定数は、本年 4 月現在で 564 万人となり、この 13 年間で 2.59 倍となっています。このうち要支援 1・要支援 2 の認定者は 27% を占め、拡大傾向にあると言われております。このため、持続可能な介護保険制度にするため、要支援 1・2 の方に対する介護予防サービスのうち、予防給付費全体の 6 割を占める訪問介護と通所介護を、介護保険サービスから市町村事業に移行することとしています。当初は、予防給付の全メニュー 15 種類すべてを市町村事業とする案を提示していましたが、受け皿の確保や市町村の事務負担などを考慮し、先の二つに限定し

移行することとしています。なお、訪問看護や通所リハビリ、福祉用具貸与などは引き続き介護保険を利用することとしています。実施にあたりましては、「介護予防・日常生活支援総合事業」として平成 27 年 4 月から移行を進め、平成 29 年 4 月までに全市町村が移行するスケジュールが考えられているところです。

この「介護予防・日常生活支援総合事業」の概要ですけれども、多様なサービスの提供を実現するため、訪問型サービス、通所型サービス、配食・見守りなどの生活支援サービスを市町村が行うこととし、対象は要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者としています。利用手続きは、要支援認定を受け、ケアマネジメントに基づきサービスを利用することになりますが、他の予防給付サービスを利用せず、総合支援事業のみの場合は、基本チェックリストによる判定のみでよく、要支援認定を受けなくてもよいとされています。事業単価は、サービス内容に応じて市町村が設定することになり、訪問型、通所型サービスは現在の報酬以下の単価に設定することとしています。利用料につきましても、サービス内容に応じて市町村が設定することとなり、利用料の下限は、要介護者の負担割合を下回らないようにすることとしています。

現段階での津別町の考え方ではありますが、本町の介護認者の状況は、平成 25 年 9 月末で 379 人であり、要支援 1・2 の認定者は 126 人で、要介護認定者の 33% を占めています。このうち予防給付サービスを利用している方は 69 名で、さらにこのうち訪問介護利用者は 20 人、通所介護利用者は 33 人となっています。要支援 1・2 の予防給付の利用料は 1 回の利用料であっても複数回の利用であっても、月額定額制となっています。国の案によりますと、指定介護事業者だけでなく NPO やボランティアなどの多様なサービスを利用し、今よりも安く利用できることとしています。サービスが限られている本町にとってはいかに実施年まで制度以外のサービスを充実させていくかが課題となります。町としての具体的検討につきましては、介護保険改正案の詳細が出る春以降と考えているところですが、平成 27 年度からスタートする「第 6 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」は、来年度が策定年になるためニーズ調査を行い、要支援者向けの事業をどのように盛り込んでいくか、その実施年をいつからにするか、利用料をどのように設定するかなど、検討委員会においても十分議論をしまいたいと考えているところですので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今答弁をいただいたまず学校での取り組みについてなんですけども、小学校の高学年から中学生に向けてというようなところであるのですが、もっと学校の授業時数とかいろいろあるので、それ以下のところでも本当に小さいところから消費生活って大事なんだというようなことは高学年でなくてもわかる年齢もあるので、学校の授業時数がもし足りないのであれば、何らかのことで低学年にもそういうような呼び掛けとか学習の場をつくれるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 授業時数の関係ですけれども、まず学校教育には消費者教育という教科はないので家庭科だとか社会科、そういった単元の中で取り上げていくということであります。今ご質問ありましたとおり、私のほうで申しあげました主に小学校高学年からという話をしましたけれども、社会科でいえば小学校1、2年生から消費に関する事、そういった身近なところについて学ばせるというようなことから始まっております。まとめてというような話になりますと、小学校の5年生の家庭科で4時間、それから6年生の家庭で1時間、それから5年生の社会科で5時間、また中学校ではもっと大きいのですけれども消費生活と経済という大単元の中でそれぞれの消費者教育について、かかわる内容について取り上げているのですけれども、そういった時数でいうと20時間です。それから中学校の家庭科では、2年生のところでは8時間といったようなところで主に大きく取り上げておりますけれども、前段申しあげましたとおり、この各教科のほかに総合的な学習の時間だとか、あるいは関連するそれぞれそれを関連づけながら学習をしているというようなところが実態であります。特に活潑なんか今年そうなんですけれども、家庭科において地域の食材と食文化の学習を学ぶというようなところがあつたのですけれども、それは食品の安全について学ぶという単元では町内のグリーン・ツーリズム協会の協力をいただいて地産地消について学ぶだとか、そういった授業の中身についても工夫しながら、わかりやすく実生活に合ったようなそういった取り組みをしているということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 教科独自ではなくて社会科だとか家庭科だとか、そういう中でされているということなので授業時間数もちよっと聞いたのですけれども、多分それは消費者に関することとか、消費生活に関することというのは多分幅が広くて今何ていうのでしょうか、そして中学校には中学生用のパンフだとか、小学校高学年と中学生が同じようなものを使いながら勉強しているのかなというふうに思うのですけれども、そういうところの中身の充実とか、そういうようなことをあわせて考えていただければいいかなと思いますので何かあればとか、今のお話で大体わかったので足りないようであれば何か親子で一緒に学ぶとか、そういうようなことは学校からちょっと外れた中でできるかもしれないので、不足するようなことを感じられたら、そういうような場づくりなんかもできればいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 授業の中身についてちょっと一部お話しさせていただきますけれども、5年生の社会科の中では、インターネットショッピングの利用の際の注意点としてお金のやりとり、こういったものを直接しない。支払方法がクレジットだったり、代金引き換えだったりというようなことで、そういった直接お金をやりとりしないということで、必要のないものを買ってしまうだとか、自分が持っているお金以上のものを買ってしまうといったようなこともあるかというふうに思うので、そういったことがないように慎重かつ計画的に利用することを教えるだとか、あるいは多少疑似体験的なところも授業の中に取り入れて学習していただくとかというようなことで勉強は勉強、生活は生活と切り離すということではなくて、その勉強したことがきっちりと実生活の中に生かされていく、そういったような取り組みの中で学習をしていくという工夫もしているということについてご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、この消費者教育について親子で学ぶ機会というふうなこともお話ありました。学校の授業の中では、今宿泊研修というようなことをやっていますけれども、それは実際に買い物を自分たちで決められたお金の中で、決められた条件に沿ってお

買い物をするだとか、あるいは買い物をするときに、例えば環境に配慮した買い方を  
する。例えば、フード・マイレージ的なことも調べて、アラスカの鮭を食べないで、  
できるだけ近海の鮭を食べるだとかという、そうすることによって空輸する燃料、そ  
れにより発生するCO<sub>2</sub>、そういったことを抑制するだとか、そういったようなことも  
そういう中で学ばせるというようなこともやっております。親子で学ぶということに  
ついては、学校の中で取り入れられるかどうかということはありませんけれども、これ  
は消費生活というのは生涯学習だというふうに思っておりますので、社会教育の中  
でもそういったことについて考えていければなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 先ほど町長のほうから津別町での消費者問題に関する窓  
口、それから現在行われているようなこと、いろいろ説明がありました。私今回消費  
者問題について質問しようとしたからでも、町のかかわら版等に消費者トラブルのほう  
ですか、そういうような記事、それから北見では、だまされた人がまた同じようなこ  
とで多額のお金をだまされているというようなことで、やっぱり発生する前にいかに  
とめるかということが非常に大事になってきているのかなというふうなことで。さっ  
きの防災なんかも「自分の身は自分で守る」というようなことが基本なのですけれど  
も、どうも全体的に見るとだまされやすい年齢とか、それからもうちょっと巧妙で年  
齢には関係なく、もう少し知識があればこういう被害に遭わないというようなことが  
あるのかなというふうに思いまして、今すぐ美幌のどうこうとか、本来はすぐ相談で  
きる窓口が津別にあって、美幌に言うより役場に言うよりも、そこに行って直接とい  
うふうなことが一番いいというふうに思うのですけれども、財政的な問題だとかその  
他いろんな問題があって、そういう流れを変えることはなかなかできないというふう  
に思うのですが、未然に防ぐ方法として今の流れの中で、何かこういうことが頻発し  
ている中で今考えられることというのは法律が新たに出されたら、その中で検討した  
いというお話先ほどありましたけれども、日々出されているような状況の中で町民向  
けに意識を変えていくというようなことで何か具体的に考えられていることがあれば  
お尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。



○町長（佐藤多一君） 今やっていることをできるだけ徹底するというのが一番大事かというふうに思っています。消費者協会、美幌のほうから毎月先ほど協議会、調整会議を行っているというお話をしました。手元の資料でいきますと今年に入って、4月から今年の11月末までですけれども、89件の苦情相談が問い合わせされているということで、このうち津別は16件ということになっています。この16件のうち集中しているのは11月に7件ありまして、これは例の下水道の工事の関係だというふうに考えています。こういう美幌と津別トータルして11月までに89件なのですけれども、年代別でいきますとやはり70代が一番多いというふうになっていまして、続いて60代と80代が接近しているというような形で、多いのはやはり60、70、80と90になるとさすがに1件しかないというようなことですが、ここのところがターゲットにされているのかなというふうに感じているところです。これは消費者協会、それから担当窓口でも十分承知しているところですので、警察とも随時連絡をとったりしながら、今後とも対応を進めていきたいというふうに思っています。

それから、先ほどの来年の通常国会に提出されるだろうということで消費者の被害防止に向けた新法案が出されるというふうに新聞記事で出て見たかというふうに思いますけれども、これは大きく言いまして三つだそうでした、消費者相談員に新たな国家資格を設けるということのようです。今ですと、独立行政法人の国民生活センターの理事長が認定する消費生活専門相談員という資格がありますが、この試験の合格率というのは昨年は27%ということで非常に難しい試験なようです。いろんなシチュエーションとか法律の知識が必要になってきますので、そういったこともあって非常に難しいのだろうというふうに思います。しかも資格の認定の有効期間は5年間ということで、また次また更新していくということのようでございます。その新法では、こういった人たちに国家資格を与えるということのようですし、処遇改善をしていくということです。

それから、二つ目には、消費生活相談員を地方自治体の専門職として位置づけるというふうなことも載るようでございます。

それから三つ目には、警察や福祉関係団体、自治会を含めた地域協議会を地方自治体が設置できるよう明記するということになってますけれども、これも昨日も歳末の

団結式が警戒の団結式があったわけですが、防犯協会だとか既にある組織もありますので、どういう形でこれら新法成立したときにかみ合うように、あるいは別組織としてどんなふうにしていくかというの、これからの課題になってくるのかなというふうに思います。そんなことで当面は、やはりあるところをしっかりとPRをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 今までやっていることで十分かどうかというのと、この相談件数が16というのが多いのかどうかというのもなかなか難しいし、ただ美幌と一緒にやっているところの按分で5%ということだから100の5だとすれば、そんなに被害は大きくないのかなというふうなことも感ずるのですけれども、先だつての話なんかも、もうちょっといろんな情報がわかれば後追いにならないようなところの工夫というのをさらにしていただきたいなというふうに思います。この中で勉強するとやっぱり消費者相談員の人の待遇も悪くてなかなか専門家がいないというような、専門の人がいないだとかいろんな問題があるようです。そして、自治体にこういうふうなものを要請すると言われても人口規模の小さいところに国家資格を有する相談員というような方が来て、町民に対応するなんてことはなかなか違う角度から、本当はいたほうがいいと思うのですけれども、そういう専門職を普通の勤務の中にはめて、いつでも相談にということにはならないので、そういうところで隣というか、そのところの連携を密にして小さい町だからという、いろんなことのサービスがちょっと時間がかかるとか、そういうことのないように仕事が進められていけばいいかなというふうに思います。それからステッカーやなんかも貼るのだったら一斉に全部の所に貼ってあるとか、その効力があるのかないのかは別としても、そういうような住宅街だったらどこに行ってもあるとか、貼る貼らない、本人のことになるのかもしないのですけれども、やっぱり入れないというか、そういう人を町の中に入れないというようなことに、もしそういうのがなるのであれば最大の注意を払って津別町の町民が消費生活の上でのトラブルに巻き込まれない、幅広くて難しい問題があつて、先ほどちょっと聞いていた小学校では地元産にするとCO2がどうのというようなことまで含めると本当に消費生活というのは全般になると幅が広くてどこまでと限りがないのかもし

れないのですけれども、目に見えてきているような、あるようなトラブルを津別町の中から起こさないためにこれからも担当の人にも頑張ってもらって、美幌消費者協会との連携をうまく密にして、そして被害者を出さないような工夫に進んでいっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

何かあれば…、なければ介護保険のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今議員おっしゃられましたようなことをまた改めて再確認しながら進めてまいりたいというふうに思います。ステッカーもやはり今お話にありましたように全戸にこれ全部貼ると、それなりのインパクトはきっとあるのかなというふうに思います。もちろんそういうものは貼りたくないという方もいるかというふうに思いますけれども、そういうことも一つの案として承っておきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 介護保険のことは、まだ進行形なんですけれども、サービスを受けている人というのは非常に心配をしているのではないかなというようなこともありましたので、制度が確定せず報道があった時点での質問になったのですが、先ほどの答弁では、要支援1・2の人たちの利用料というか、そういうのが今度の制度が導入されると1回でなくて月額幾らということで要支援の人がこういうふうに4,970円とか、要支援2だったら1万400円とか、そんなようなことになっていて、要支援の人が現在介護保険で1割負担で使っているときに、これに達しているのか、達していないのか、さまざまだから何とも言い難いのですけれど、要支援4万9,700円の1割を負担をしていたということだから、そんなにサービスは使っているのかいないのかというふうに思うのですが、だんだん高齢になってきているとわずかなお金でも結構保険料以外に払うものというのは、だれでもきっと安いほうがいいのかなというふうに思うので、そういうところの心配があるのかなというふうなことで、これだけ見るとあまり心配がないようなのですが、実質は。ですけれども、ここのところで今度町が負担するということでしょうか、そういうような自治体のサービスになると、というところでいろいろ読んでみると財政規模の小さいところでは自分のことができ

なくて地域間格差が生まれるのじゃないかというようなことも出ているので、非常に難しいかなというふうなことなのですけど、そうなった場合、町としてはどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。財源というか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これ今非常にお答えしづらい話で決まったものでないものから、ただ、先ほどお話ししましたように、いろんな多様なサービスを使えば安くなるのじゃないかということなのですけど、こういう町の中でNPOももちろん福祉関係のNPOもあるのですけれどもそういうところだとか、ボランティアも含めてしっかり都会のようにいろいろそろっていて、より安くお願いできるというようなところになっていないものから、それをどういう形で組織化していったりNPO自身がまたみずから拡大していってくれたりとか、そういうものができるのかどうなのかというようなことも含めて、来年1年間を通して27年から新たな6期が始まりますので、そここのところの率直な議論になってくるのかなというふうに思います。その中でお金の問題も当然出てくると思いますので、その中でじゃあ介護保険料を上げていくのかだとか、町からの負担を多くしていくのかだとか、そういう議論がまた次には出てくるのかというふうには思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 今おっしゃるとおりで、サービスを受ける側とか一般町民としては負担はできるだけ少ないほうがいとだれしも思うところなので、負担が例えば介護保険料なんか見ますとすごい開きがあって、それはそれだけのサービスが十分満たされているところは保険料も高い施設もたくさんあるようなところは。津別町はそういうのが全部配置されるようになると今よりは、はるかに高くなるのだろうというような感覚的にはわかるのですけれども、受ける人、提供する人、1年今スタートまでであるとおっしゃっていますので、当事者の意見というのでしょうか、予備軍の人とか、そういうかかわる当事者の人の声が今度新しくできる第6期介護保険計画の中に十分盛り込まれるような動きでつくっていただければありがたいなというふうに思います。ちょっと早目の質問なので、そのほか何かこれだけはどうか現状で私の勉強不足のところ、こういうのもあるから少し安心ではないのですけども、とい

うようなことがあれば。

それともう一つ、特養のところの要介護1・2の人の扱いなんかで、以前の介護保険が導入されたときには、5年だか何年間だけはそのままでいいみたいな経過措置みたいなのがあったのですが、今回そんなようなことも事前の情報の中にあるのかだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 今ご質問ありました後半の部分の特別養護老人ホームの部分です。最初のほうで町長のほうの答弁でございましたとおり、27年からの介護保険法改正法の中で、特別養護老人ホームは重度者に対応した施設としていこうということで、要介護3以上ということで、そういう形で当初打ち出していたのですが、その後の介護保険部会の討論内容等を見ますと、要介護1・2の方でも例えばその方が独居老人で認知症もありますよと、そういう形でこの特別養護老人ホームしか入所ができないだとか、さらには家族がいても例えば徘徊が結構重たいような方だったとか、その人の要介護1・2でもその人の介護状態の状況を見て入所の判定委員会等で協議をして入所ができるかどうか、そういったような形で判断をするというような形で、必ずしも要介護1・2がだめだという形ではないというような、そんなような討論もされているということでお聞きをしております。

ですから、現在特別養護老人ホームに入所をされている要介護1・2の方の部分についても、従来あったような形での経過措置といった部分は当然あると思いますし、施設の方がよく言うのですが、当然施設の中でもリハビリだとか、そういうような形で入居者の人を改善していきます、当然そういうふうになってくれば、入所したときは要介護4でも、リハビリだとかそういった部分で施設の中での努力で例えば要介護2になりましたとか、1になりましたというような場合もあると思うのです。そういった部分の入所も可能になるといったような、そういう部分もお聞きをしておりますので必ずしも要介護1・2が排除されるだとか、そういった状況でないというようなことで聞いておりますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今課長も話したとおりでありまして、これは新聞報道の中に

も特養、そういう所の新規の入所者要件は今要介護1以上から原則要介護3以上に見直すということでありましてけれども、要介護1・2でも認知症のため常に見守りが必要など特養ホーム以外での生活が著しく困難な人は、例外的に入居を認めるというような報道もされておりますので、多分そんなことになってくるのではないかというふうにも思っているところです。それから、これから来年度が27年度の新しい介護事業計画第6期に向けて検討委員会が始まっていくわけでありましてけれども、例えばそういう中で津別町として一つ得をするというのですか、議員にも前にもお知らせしましたけれども、本町出身の有岡宏さんが厚生労働省の審議官ということで、担当している分野が老健、障がい保健福祉、医療、介護地域連携担当ということで、まさしくこの関係の中心となる審議官をされておりますので、年に一度ぐらい本町に夏だとかに戻られたりしていただきますので、実家に帰って来たりしていただきますので、そういう機会を利用して検討委員会の中で厚生労働省の本丸の話をしていただくだとか、そういうことも町としてやってもいいのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 要するに情報が不足すると最初の情報で心配になる町民の方というのがいらっしゃるのじゃないかなというふうに思います。それで、あれもこれもというのは難しいのですけれども、できるだけやっぱり多くの情報を開示して、ここで安心して動かなくてもいいような、そういう方策を練っていただければありがたいと思いますので、特に情報を町民のほうにとということをお願いして終わります。

○議長（鹿中順一君） 次に8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 〔登壇〕 それでは、先に通告の質問をしますので、答弁をよろしく願いいたします。

2点ございますけど、まず1点目、町道整備、特に補修の考え方はということで質問の要旨を申し上げます。先般12年版の道路ハンドブックの配布を受けたところであるが、日頃より町道路線の維持管理には鋭意努めていると思っておりますが、本年融雪後、町内要所の交通往来の頻繁道路で陥没、沈下等により特にでこぼこが目立ち、そのうち緊急営繕等により修復補修がなされるものと判断しておりましたが、放置のままの

状態で降雪となり越年が想定される。しかし、特に交点付近においては徐行に注意してもバウンド等で冬型の滑る事故や交点飛び出しの原因となることが憂慮される実態にあり、町民の直言指摘もあるところである。もって、町道路線のでこぼこ道路の実態の把握や緊急補修の基本的な考え方を伺いたい。特に苦情が目立つ点を2カ所申し上げます。柳瀬食鮮館地先から道道の交点付近の手前であります。もう1点は共和のごみ捨て場道路の排水溝路の地盤沈下等でございます。

次、2点目、町民合葬墓を新設すべきではということで内容を申し上げます。近年我が町も過疎化の進行や核家族化及び少子高齢化と男系、後継ぎの減少がますます顕著となりつつあり、加えて家庭の都合でやむを得ずふるさとを離れざるを得ない墓主の方等も散見される昨今であります。もって、現在老人クラブ等の霊園草刈りをしましても放置墓所等が結構見受けられる実態にもあります。また、近年は世代の移り変わりから後継層の神仏離れが進行中で近い将来墓主が見当たらない等の家族の心配が懸念される事態が間もなく到来することが想定される実情であります。それで町民希望者やふるさとに愛着を持つ、元町民等の縁故の方が納骨埋葬できる永代の使用管理、有料で町民共同利用の町民合葬墓を町内霊園に新設して将来にわたり墓を守らなければならないとの系譜家族の責任感や不安解消を図るとともに、今後を見据え墓所の放置を回避し霊園の善良管理に役立つものと思慮されるが見解を伺いたい。追って参考ですけれども、合葬墓名前はいろいろありますけれども、網走は今年10月から供用開始になっています。道内的には新聞記事等で札幌、小樽、北見、登別というふうなことでなっており、電話で聞きますと好評を得ているというふうな話も聞いております。いろいろ難しい点等もあると思いますが、先進例等を十分参酌、検討していただきたいと思うところです。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 谷川君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは谷川議員さんから2点ご質問がございましたので答弁させていただきます。

まず、町道の整備の考え方についてであります。町道の維持管理の対象なのですが、法面、縁石、それから歩道、車道の不陸均し、道路側溝、それから導水縁石などでありまして、毎年町内を調査して地域の要望も踏まえて一定の予算を組み順次進

めているところがございます。本年度は舗装補修として5路線12カ所、一般維持補修として9路線13カ所を実施しているところです。車道の舗装オーバーレイあるいは歩道の全面改修、こういったものにつきましては1本ごとに工事として行っておりまして、今年度は100号線、104号線のそれぞれオーバーレイ、それから町道8号線の歩道改修など6路線、6カ所の工事を行ってきたところがございます。今後におきましても、町道の一般維持、管理につきましては、一定の予算を計上して必要な補修を行うとともに、少し大掛かりとなる工事につきましても順次行ってまいる所存であります。

なお、2カ所ほど具体的に出てまいりました件でありますけれども、一つ最終処分場へ向かう共和西美都線林道につきましては、道路の横断トラフ部分を中心に段差が生じているところです。この解消につきましては、段差箇所の原因により補修内容が異なるものと考えられますので、来年度において調査を行い、それをもとに解消してまいりたいというふうに考えております。それから二つ目の柳瀬さんの前と、それから土田さんの前ということで106号線の関係と道道相生津別線停車場線、ここの関連でありますけれども、この部分につきましては工事を仮にやる場合、道道の用地にも及びますので、これは道との協議を進める必要がありますので来年度協議を進めて改修に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、二つ目の町民合葬墓の新設であります。合葬墓という名称は網走市の呼び方でありまして、永代供養墓として分類される墓のうち合葬式墓所を指すお墓の種類とされています。永代供養墓とは承継者を必要としないお墓でして、寺院等の宗教法人で開設しているところが多くあります。そのうち合葬式墓所は合同墓、集合墓と呼ばれるもので、家の墓にこだわらない人たちが一つの墓に入り永代供養していこうというものでありまして、宗教法人等の寺院はもとより近年では公営でも開設されるようになってきているところです。道内の設置場所ですが、北海道新聞でも紹介されました議員もお話しになったとおりでありますけれども、小樽市や札幌市のほか、北見市では本年4月1日から、網走市では10月1日から使用されており、登別でも設置予定であることが市議会9月定例会の一般質問により明らかになっているところです。各市において名称も金額もさまざまですが、どの市とも居住者であることなどを原則としております。



本町における合同墓につきましては、津別霊園において有縁無縁の碑として9体分の遺骨を納骨しております。津別仏教振興会のご好意により、盂蘭盆供養を毎年行ってもらっているところでございます。ただ、この本町の合同墓につきましては、無縁仏のみを基本として納骨している実態にありまして、それ以外の方の納骨については現在のところ行っておりません。

札幌市の合同墓である合同納骨塚は、もともとは引き取り手のない遺骨を対象とした施設であったものが、現在ではその多くが遺族がいるケースであると報道されているところでございます。少子化や過疎化に伴い、お墓に対する考え方が変化してきておりまして、家の墓から合同墓を選択するケースが多くなってきているのは事実であります。今後、先進事例や町民の要望をかんがみながら設置することの必要性を判断してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 全体的に要点をまとめて答弁をいただいておりますので、網羅されていない部分についてだけ要点を絞って質問をしたいというふうに思います。まず、町道の補修整備の関係ですけれども、答弁にありましたけれども毎年町内の調査をしているというふうなことですけれども、でこぼこ多少ありますけれども結構あちらこちらにあると。我々日常生活をしていて感じる部分があるのですけれども、そんな中でも結構長いこと放置されているところもあるのかなというふうに私は思っているのですけれども、この調査のどの程度の密度で調査して、どのような把握をしているのか、まず先にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 私のほうから今の件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

町道の補修でございますけれども、毎年一定の枠を持って実施しているというのは先ほど町長申し上げましたが、その枠内に収まる部分の調査というのを毎年行っております。まず一つは予算前に、まず一定の調査を行うと。それと、もう一点はそれぞれ発注時期の前にそれぞれ行っております。もう一つ調査といいますか一般維持の中には特に緊急性を要する、例えば災害などであった場合については、その部分で緊急

的に行うと、その後補正をして予算をまた組み直して行うということがありますので、その執行段階の前においても調査をして行っているというのが今の維持管理の調査の実態でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） まとめて答えはありましたけども、結局全量調査して、その中からそれは町の判断がありますけども、それで優先順位をつけてやっているのか、小破のところは結構なかなか安い金で済むと思うのですけども、なかなか手がつけられていないというふうなことで、その辺についてももう一回答弁をお願いします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 小破の部分につきまして、例えば今年、あるいは去年ですと共和の部分でかなり縁石と、それからそれに基づく歩道といいますか縁石にくっついて歩道といえないのですけども民地側の部分とか、この辺かなり傷んでいますので、そういう所を順次やっております。今年についても相生方面もそういうことで何カ所かやっているというようなことで、そういう小破のものについては非常に小さい区間なのですが数結構集まるという形でやっております。

あと、大きい所は例えば 117 号なんか、ちょうど昔の井上さんの前のあたりなのですが、これは大幅に陥没しておりまして、これは秋の段階でうちの調査で見つけておりまして、それは工事として今年組んでやっていると、そういうふうな流れで実施をしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 工事に値する大きな工事箇所は一定の計画に基づいてやる必要があると思うのですけども、言ってみればちょっと舗装材をちょっと擦り付けすればそういうでこぼこが修復できるような所については、これ予算的に多分 200 万緊急営繕的なものをもっていると思うのですけども、こういうものをものによっては小回りの利くように大きなものは別として、そんなようなことも今後考慮に入れてやられたほうがいいのかなどというふうに思いますので、その辺についてももう一回確認を含め

て答弁をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今谷川議員さんおっしゃいましたように、舗装の補修については皆さんもちろん予算書を見ていただきますと 200 万円で予算をつけています。それから一般維持につきましては 300 万円ということで、200 万円と 300 万円の予算の範囲の中でそれぞれ対応してきたところですが、今年是一般舗装、補修でいきますと約 190 万円使っているということで 10 万円ほどちょっと余っております。それから維持補修については、逆にドンとやられた箇所等が出てまいりまして倍以上になっているという状況であります。本来でいけば、このドンと上がったところはきちんと名称を付けて別工事でやったほうがよかったのかなというふうにも思いますけれども、いずれにしても小破の小さくちょっとおかしくなった所を修繕していくというものでありますので、もう少し皆さんの要望に応えられるように来年度若干予算の枠も上乘せも検討させていただいて、また対応してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 1 分

再開 午後 2 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） ちょっと中断しましたけども、町道の関係についてあと何点か質問します。中規模、大規模の補修については、これは一定の計画に基づいてやるということについては理解をしています。ですけども少額のお金で苦情の多いような所については小回りの利くように、金もあまりかからないし即決でほぼできるというふうに思いますので、そういうものをぜひ次年度においては考えてもらいたいというふうに思います。あわせまして補修工事ですけど平均秋工事が多いのかなというふうに思いますけども、4 月、5 月は本工事があまり出ませんので、調査やその辺の内

容把握が済んでいるのであれば4月下旬か、そのころの発注で5月施工ができる方向で予算も早目に有効に使える方法をすべきでないかなというふうに思いますので、この点について答弁をお願いします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 私のほうから発注時期について申し上げたいと思いますが、小さなものなのですけれども、これは案外と凍上とかそういうものが影響しておりまして、それを例えば4月とかに発注する、あるいは4月の中での工事というふうになりますと凍上で落ち着いていない段階での工事になると、また戻ったりするということがありますので、その点からいってあまり4月、5月には発注しないというのが大体一つの理由としてございます。

それともう一つは、やっぱり大きな工事を先に出して、人的な不足もありますのですけれども大きな工事をまず出して、その後に小さな工事ですので業者さんの対応というのもございますので、大きな工事をまず出して、その後に小さな工事という形で今は行っておりますので、そうしたことから若干工事が遅くなるというふうになるかと思えます。それから小工事を出す部分ですが、そのほかに直営班で例えば舗装の割れとかありますけれども、そういうものは直営の中でかなりの部分でやっている部分もございます。例えば102号線、これ五差路から真っすぐ信金の横を通っていく道なのですが、これらも今年何カ所か埋めてございますし、活汲でも同じような埋める作業をしております。それから一般維持補修、それから舗装の補修なのですけれども、例えば今年でしたら路線名でいきますと350、305、301、127、14号、それから128、127、2号線というふうに非常に町内各地に分かれております。さらに前年、24年ですと304、55、25、7号線、2号線、28号線、255線、200号線、258号線、それから12号線、123号線、153号線ということで、決して市街地だけではなくて全町にわたりますので、かなりの部分では手をかけているというふうに私のところではそういうふうに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 答えについては理解はしてはありますが、私の言った部分についてもいろいろ留意すべき点があればその辺も加味をして次年度以降対応していただ

きたいというふうに思います。

それで最後になりますけども、共和西美都線を含めて工事の陥没だとか沈下等については施工不良も場合によってはあるのかなど、<sup>かしてき</sup>瑕疵的なものですが、この辺の問題については放置はしてないと思うのですが、そのようなことがあるのかどうか、それをまず聞きたいと。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 共和美都線林道ですけれども、確かに議員がおっしゃるとおり段差といいますか横断管の前後になりますけども、年々ひどい状況になってきています。そこにつきましては私も承知をしております。主たる原因としては道路の横断管が入っていますので、その前後がどうしても地盤が沈んでいくということなのかなというふうに考えておまして、技術的なことはちょっと私詳細わかりませんが、そういったことで来年度に向けてその原因調査も含めて対策等を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと申します。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 町道の関係については一定程度理解しました。

それで合葬墓の関係ですが、市の例によると居住者であること等が原則というふうな形になってますけども、津別の場合は現に墓地を持っている人だとか、長年居住した元町民だとか、生まれ育った所に先祖の墓を置いて彼岸だとか、お盆にお参りに行きたいという、そういうふうな方もいるというふうに思います。ふるさと意識を持ってもらって、津別に縁を持たせると、こういうふうなものも必要でないかなというふうに思いますので、居住要件についてもまだ全然アウトラインだと思いますけども、この辺について弾力的に考えてもらえる要素があるかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどもお話ししましたとおり、これ今実際にやっているのは市がやっています町村ではまだ聞いてございません。以前ずっと昔に上里で散骨するようなお話もありましたけれども、反対の中でそれは至らなかったわけでありまして、今回こういう形で合葬墓と網走市の呼び方を使わせていただければ合葬墓ということですが、多分需要としてはこれから出てくるのかなということは考

えています。例えば担当からもらった資料で見ますと、去年1年間で津別にたくさんあちこちにお墓がありますけれども、新規に去年1年間でお墓を建てたというのが5件あります。ところが逆にお墓を全部整理して町に土地を返還すると、これが13件去年ありました。今年は今月の16日現在までですけれども、今年ですけれども新しく建てたというのが1件ございます。それから返したというのが9件あります。ですからこの2年間をとっても6件新規に建て、そして取り壊して町に返還したというのが22件あるというような状況になっています。この傾向が続いていくのかなというふうにも考えています。それで、例えばいろんなこれからの会合、自治会だとか自治会長さんの会議だとかいろいろあると思います。そういうところでもまずはお話をして、そしてそういう実際にやっているところ、これ値段もさまざまです、これは本当に例えば網走市ですと2万円なのですからけれども、札幌市ですと1,900円というようなことであまりにも違いすぎますよね。こういうところも含めて担当で見に行ったり、あるいは関係する人で見に行ったりとか、それから実際にやってみてどうなのかというようなこともいろいろ調査研究して、それから結論を出してやるということになれば、また中間でもご相談しながら進めていきたいなというふうに思っています、今すぐ来年つくりますとか、そういうところまでは至らないということでご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） それで前向きな答えをいただきましたけども、我々も盆や彼岸やなんかいろいろ行ったり草を刈ったりしていろいろ見えていますけども、今霊園の放置墓所がどの程度ぐらいというふうに見ているか、これについてまずちょっと伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいまのご質問ですが残念ながら調査はしておりません。ただ、全体の使用の中で何年間放置したところで放置というのは、なかなか読み切れないところがありますので、それが議員さんの質問であった中でどこかの機会ですらやっという形では考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 墓の空いている所については、今であれば、今でもちょっと遅い部分あるかもしれませんが、今であればまだ親族だとか縁故者がいて結構調査しても一定程度以上の部分は把握できるのではないかなと。これを3年、5年放置すると全く縁故もなくて、ただ荒れ放題になるというふうな形で、これは霊園の管理上も非常に問題になってくるのではないかなというふうに思いますので、これは早目に現状を把握をするほうがいいかなというふうに思いますので、申し上げておきます。

それで、今町長からちょっと答弁ありましたけども、最終的には先進事例だとか町民の要望をかんがみながらということですけども、おおむねどのくらいの見通しで、だめもあると思いますけども、その辺の先の見通しどういうふうに思っているか、この関係だけ最後にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、ちょっとなかなか難しいお話で、まずどういう形で皆さんが思っている意識をつかまえるかというところからないと、こうします、ああしますというのがなかなか言いづらい部分がありますので、お墓に関する住民の意識構造というか、そういうものをどういう形で、さっきは自治会長さんだとかと、それも一つの方法だと思いますし、また別の形もあるのかもしれませんが、あるいは先ほど言いましたように先進事例というのは、それきつと、それを決断する上では何かのやっぱりそれなりの情報だとか、そういう流れがあったのだというふうに思います。そういうことも参考にしながら、なるほどなというところから次のステップに入っていくというふうに考えていきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） それで最終的にはやっぱり町村規模ではしていないということで、それは事実だというふうに私も思っていますけども、町村でやっていないからこそ検討、実施にふさわしいというか、すべきだというふうな方向を含めて、他町村の例は例で津別は津別のやっぱりやり方もあるというふうに思いますので、その辺総合的に十分内容を踏まえていただいて、なるべく早くに方向性を見出していきたいと思います。終わります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そういったことも含めまして、先ほど1回目の答弁でもお話ししましたように、津別に既に2年前でしたか有縁無縁の碑ということでつくっていただいた、その下を1メートル画それぞれ掘って今9体無縁仏を納めているわけですが、けれども相当数入ります。ですから、そこを活用していくのかどうかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 最後の最後になりましたけども、何というのですか私の感覚ですけど、無縁仏との合作は何となく好ましいんじゃないのでないのかなというふうにイメージ的に思いますので、総合的に考えながら十分精査をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

#### ◎議案第94号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第94号 津別21世紀の森基金条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第94号 津別21世紀の森基金条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

条例の制定理由につきましては、提案理由にありまして、平成26年4月1日をもって道立津別21世紀の森が津別町に移管するにあたりまして、先ほど山内議員のほうからも質問ありましてお答えしておりますけれども、道からの支援金が交付されることになるため、移管後の施設管理に充てるための基金として積み立てようとするものでございます。これまでの経緯につきまして、既に議員ご承知のとおりとは思いますが、またさっき一般質問の中でも若干お答え等触れたところでもありますが、改めて少し経過を触れさせてもらいたいと思います。

道立施設の移管に関しましては、平成22年以降、同じような道内に道立の施設があるということで旭川市、名寄市、真狩村においても協議が進められる中、津別町も道



立施設のあり方検討という形で、この間、道との間で協議を行ってきた経緯がございます。議会側に対しても、その都度所管委員会並びに議員協議会等でもご協議、報告等をさせてもらっていた経緯がございます。これらを踏まえまして最終的に本年3月には覚書の取り交わし、10月には具体的な譲与期日等を定めた確認書を取り交わしたところであります。また今後においては、明年2月ごろになりますけれども譲与契約書の締結を予定しているところがございます。なお、既に第3回定例道議会におきまして、平成26年4月1日施行という形で道立21世紀の森条例の廃止が議決されているところでもあります。

それでは、議案書、条例の内容の説明に移らせていただきます。第1条設置でございます。設置では津別21世紀の森の運営及び管理に充てるため、津別21世紀の森基金を設置するとしております。

第2条につきましては、積み立てでございます。基金に積み立てる額は、道からの移管に伴う支援金その他をもって充て、その額を一般会計歳入歳出予算に計上する旨を規定しているものでございます。

3条から5条の三条につきましては、ほかの基金条例と同様の規定の内容となっておりますけれども、第3条管理では、基金に属する現金について金融機関への預金、その他最も確実、有利な方法で保管することとし、第2項では、必要に応じて確実な方法で有価証券にかえることができる規定でございます。

第4条、運用益金の処理は、基金の運用により生ずる収益は、予算に計上して基金に編入することができること。

第5条では、繰替運用、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間、利率等を定めて運用することができるとしてございます。

第6条は、処分として津別21世紀の森運営及び管理において必要と認めるときは、一般会計に繰り出して基金を処分することができるものと規定するものであります。

第7条につきましては委任規定となって、必要な事項は町長が別に定めるという内容でございます。

最後に附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

以上、津別 21 世紀の森基金条例の制定について地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 条例 2 条に、北海道の支援金というふうになってますけども、支援金の額、予定で結構ですけどもどのぐらいなのか聞きたいと思います。その他をもつて、その他これは利息かなというふうに思うので、その他をもつて、その他は何でしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいまご質問のありました支援金の関係でございます。先ほど一般質問の中でも若干触れた経緯はありますが、支援金の額といたしましては、先ほども触れたように今道立の施設として指定管理者として振興公社が受けてございます年間の委託料相当額の 4 年分、当初はいろいろな交渉の中では 8 年だとかいろいろな部分もあったのですけれども、道立の施設が道内ほかにもあるということで、道としてもばらつくよりは足並みをそろえたいという思いもありまして、最終的には 4 年間分の管理委託費の相当額ということです。今実際に管理委託されている額が 760 万ほどが今 1 年間の委託費として払われております。その 4 年分です。それと、将来あの施設が最終的には古くなって撤去みたいなことになれば、その取り壊し費用の相当額という形で、これまでの全員協議会等でもご説明していたとおり、その撤去費見合い、施設の撤去費見合いということでの算定で数字が出されてございます。これが 2,600 万強なのですが、トータルいたしますと 5,500 万とか 5,600 万という数字になりますけれども、実はこれはペーパーには今回してございません。というのは、道のほうから当然道議会を通らなければならない問題でございますので、このようなどこでは慎重にということもちょっと付け加えさせていただいております。

それと、その他をもつて充てるというのは具体的にこの基金以外、もらえる支援金以外のもの、具体的なものは想定してませんけれども、あとは利率とかもありますけ

れども、それ以外の部分についてはまだ現在想定はしているものではございません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

（「いいです」という声あり）

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第94号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第95号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第95号 津別町体験交流施設条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第95号 津別町体験交流施設条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

現在、整備を進めております体験交流施設につきまして明年4月より一部の運営を予定しているところであります。施設の設置及び管理方法等につきまして条例を制定し適切な運営管理を図ろうとするものであります。

それでは、各条項についてご説明申し上げます。第1条は目的及び設置について規定しており、地域資源を活用した農林業体験、スポーツ及び文化の交流を通して、地域住民の福祉及び文化の向上並びに体験交流型の都市交流事業を推進することにより、地域の活性化と産業振興に資するため、津別町体験交流施設を整備するものであります。

第2条では、名称及び位置について規定しており、名称は津別町体験交流施設、位置は津別町字豊永40番地5とするものです。

第3条は、指定管理者による管理について規定しており、地方自治法第244条の2、第3項の規定により公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要と認められるときは、条例に定めるところにより法人、その他の団体であって、町が指定するもの、いわゆる指定管理者に当該施設の管理を行わせることができるとされております。このことから、この規定に基づき本施設につきましても指定管理者による管理について定めるものであります。

第4条では、指定管理者が行う業務について規定しており、施設等の利用に関する業務及び維持管理に関する業務、その他町長が必要と認める業務の3点を1号から3号で規定しております。

第5条では、利用許可について規定しており、施設を利用するものはあらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないとし、指定管理者は、この許可に条件を付すことができるものとし、それぞれ1項、2項で規定をしております。3項では1号から3号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとするものであります。

第6条は、利用の制限について規定をしております。指定管理者は、1項の1号から4号のいずれかに該当するときは許可した事項の変更、取り消し、利用の中止を命ずることができるとし、2項では、変更、取り消し、利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても指定管理者はその賠償の責めを負わないものとするものです。

第7条では、利用料金について規定しており地方自治法244条の2第9項の規定によりまして、利用料金の決定にあたりましては承認事項となっておりますので、別表に掲げます額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、2項では利用料金を前納しなければならないとし、指定管理者が後納を認めた

ときは、この限りでないとするものであります。

第8条では、利用料金の収入について規定しており、利用料金を指定管理者の収入として収受させるとしております。地方自治法 244 の2第8項の規定の町が指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金、いわゆる利用料金につきまして当該指定管理者の収入として収受させることができるとされており、このため利用料金は町の収入となるものではなく、直接施設の管理を行う指定管理者に帰属することにより、指定管理者の自主的経営努力の発揮や会計事務の効率化により住民福祉の増進に資するものという観点から取り入れられているものです。当該施設につきましても同様の取り扱いを行おうとするものであります。

第9条では、利用料金の減免について規定しており、規則の定めるところにより利用料金を減額または免除することができるとするものです。

第10条では、利用料金を免れたものに対する過料について規定しており、利用料金の徴収を免れた者は免れた金額の5倍に相当する額を過料とするものであります。

第11条は、損害賠償について規定しており、利用者の故意または過失等により損害賠償について定めているものであります。

第12条は、委任として条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 研修室の利用について、ちょっとお聞きしたいと思います。研修室を午前9時から午後9時まで利用時間となっているのですが、例えばそこで何か会合が開かれたりミーティングが行われたりするということじゃなくて、この所で例えばちょっと歓談をしていると、そういうのも利用という形になるのかどう

か、また当然例えば一つの団体に貸し切っているような場合はいいと思うのですが、そうじゃない場合、ほかの宿泊客に迷惑をかけるようなことがあるので、大声で騒ぐのは望ましくないと思うのですけれども、富田館の大広間、ティエラのかつての和室と同じような使い方をするときがあるとすれば、ちょっとこの9時というのは早いのかなと、他に出るといってもなかなか距離もありますし、津別にそれなりにほかの場所もそうないので、9時という時間でお開きにするというのがどうなのかなと思うのですけれども、その辺の考え方、何かあるのでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 研修室の利用でありますけれども、基本的には午前9時から午後9時までというふうに規定はさせていただいておりますけれども、あと指定管理者のほうで時間を延ばしたいとなったり、そういう判断については指定管理者のほうにお任せしたいというふうに考えています。あくまでも管理の範疇の中で運用していただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 何点か伺いたいと思います。

3条に指定管理者の管理というふうなことで、間もなく公募も始まっているのかどうかあれですけれども、その指定管理者になるための指定要件というか、こういうふうなこと、こういうふうなこと、そういう人しか応募できないと思うのですけれども、指定要件の主なものについてちょっとまず伺いたいと思います。

それと、この施設を運営するにあたって、前に収支の試算表ももらってますけれども、運転資金、行政ベースでいいのですけれども、どの程度ぐらい手持ち資金がいるというふうに考えているのか伺いたいと思います。

それと、第9条の利用料金の減免ですけれども、これは一般的な文言ですけれども、どういうときに減額や免除になるのか、これについて伺いたいと思います。

それと最後ですけれども、別表の料金表載ってますけれども、これは範囲内ですから上限になると思いますけれども、この中には食事代含まれない、サービス料含まれないと

いうことで、なんだかんだ合わせると7,000円～8,000円ぐらいになるのかなと、1室に1人が入った場合、高いほうをとった場合やっぱり7,000円～8,000円になるのかなというふうに思われますけども、我々、用事で札幌泊まったり、ちょっといろいろしても今なら5,000円で1食付きで泊まれるようなところもあると思いますけども、この料金設定がちょっと高くないのかどうかというふうにちょっと心配しております。あまり高いとまた北見、美幌にお客さんが行ってしまうというふうな悪循環があるかなというふうなことで、まずこの点。

それと4番目にコインランドリー等の利用料となっておりますけども、洗濯、乾燥これ時間を分けて料金別々ですけども、これ通常利用する場合、セットものでないのかなというふうに思いますけども、この辺について分けた理由といたしますか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） まず指定管理者の関係ですけれども、指定管理をするにあたっては法人もしくは団体というふうに規定をされております。先般、事前説明会を開催をさせていただいております。その中で説明をさせていただきました申請者、これから申請をいただくわけですけども、申請者の整えるべき資格ということで説明をさせていただいております。まず、町のほうに指名願いが上がってきていて、その参加資格に制限を受けている法人もしくは団体、まあ団体がなかなか一般競争に参加するということはないのですけども、法人であればうちの参加資格に制限を受けているものについては受け付けられませんということでもあります。それから、これもうちの場合は指定管理している部分でいいますと、森の健康館、ペレット工場施設それから堆肥センター様々ありますけども、こういう指定管理の取り消しを受けたことがあるものについても受け付けられないというふうにしております。それから、これは当然のことなのですけれども国税ですとか地方税の滞納しているものも受け付けられないということでもあります。それと暴力団員等の関係についても同様であります。

申請にあたって町のほうにいただくものについては、今申し上げましたことをクリアしている旨の証明、それから事業計画書それから管理収支計画書、それから法人であれば法人の定款、団体であれば代表者なり会則等の規定のあるものという形で考え

ております。申請される法人団体等の前年度の収支決算についても提出を求めることとしております。それから、先ほどいった税金の納税証明等についてももらうという形になっております。ちなみに、公募期間としては12月の19日から、今週の木曜日になるかと思えますけれども12月26日の間で受け付けをする予定であります。

減免の部分であります。利用料の減免についてでありますけれども、これは規則のほうで定めることにしておりますが、正直まだ規則の整備がまだ整っておりません。基本的には指定管理者がその規則に基づいて行うということでありますので、規則が定めた段階で指定管理者のほうにその旨をお伝えして、その範囲内で減免をしていただくという形になるかというふうに思います。

それから利用料金の設定でありますけれども、議員もおっしゃられたように、これあくまでも上限額でありまして、当然この利用料金を設定するには先ほども条例の中でもうたっておりますけれども、町長の承認を得なければならないという形になっております。基本的に町のほうといたしましては、今まで実際にティエラさんの料金も押さえておりますので、それを上回るといいますか、大幅に上回ることはないような形で設定をしていただきたいというふうに考えております。あくまでも、これも指定管理者の方のお考えもあるかというふうに思いますけれども、やはり低料金でなければ利用をしていただけないというのは当然のことでありまして、あとはサービスの提供で、それに見合う単価設定をしていただくというのが基本かというふうに思いますので、それらについても指定管理者の方と詳細詰めて、こちらの要望も伝えながら決めていただきたいなというふうに思っております。

それからコインランドリーでありますけれども、場合によっては乾燥のみの方もいらっしゃるのかなという想定です。これ1つにしてしまいますと料金がどうしても高上りになりますので、場合によっては合宿等で洗濯機は用意するのですが、乾燥のみをこれでやってしまうということも想定されますので、一応分けさせていただいたということでもあります。

それから、ちょっと遅れましたけれども運転資金どれぐらいを考えているかということなのでありますけれども、非常にちょっと町側でこれぐらいというのは厳しいものがあるかと思えますけれども、まあ少なくとも2、3カ月のかかる経費分、今回事業



でできる限りの消耗品等含めて町のほうで整備したいと思っています。ただ、どこまでの備品を整備するのか、ホテルなものですから、ホテルというか旅館、宿泊施設なものですから、当然行きますと各ホテルにティッシュの果てからすべて用意されてございます。もちろんトイレットペーパーもそうですけども、どの段階まで町のほうで整備できるかというのもありますけれども、基本的には2、3カ月分の運営費といえますか、収入がなくてもやっていけるといぐらいの資産がなければ多分難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） やはり皆さんが身近に手軽に利用されるのは、やっぱり宿泊、この料金関係が一番大事でないかなというふうに思っていますので、私の言ったことも含めて皆さんが気軽に利用できる体系になるように、この辺は十分考慮してもらったほうがいいかなというふうに思います。

それと、洗濯機や何かの関係ですけども、ここで洗濯機を利用するという人は、ほぼ合宿だとか、やはり汚れて大量にある程度出るのはないかなと、そうなった場合30分というのは、私もたまに洗濯機回しますけど、これちょっと時間単位が短いのではないかなと、せめて1時間ぐらいいるのではないかなというふうに思いますけども、その辺ちよっともう1回ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） コインランドリーのこの時間設定でありますけれども、実際に今機械がついているわけではないものですから、ある程度の時間設定ができるのだろうというふうに思いますけども、この金額につきましても上限ということで押さえていただきまして、あと津別町内でも実は美幌にコインランドリーがございまして、津別の方も美幌に通っている方がいるというふうに聞いているのです。うちの職員の中にも何人かいるというふうに聞いていますので、一般の方の利用も当然あるというふうに思いますので、手ごろな金額といえますか、そういうところを設定していきたい。これも指定管理者のほうにその旨をお伝えしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第95号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会いたします。

明日は、午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時56分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員